加美町
第３期子ども子育て支援事業計画

令和７年度～令和 11 年度

令和７年３月

加　美　町

は　じ　め　に

町民の皆様には日頃より、町政の推進に多大なるご理解・ご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

子ども・子育てを取り巻く環境は、少子化や核家族化による子育て家庭の孤立化、地域とのつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、昨今の社会的背景によって大きく変化しており、子育て支援のニーズも多様化しています。

国では、すべてのこどもや若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、令和５年４月に「こども基本法」の施行やこども家庭庁の設立が行われました。また、こども未来戦略の「加速化プラン」として、子育てに係る経済的支援の強化や全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進等も実施されました。

こうした中、加美町では、令和２年度に「第２期加美町子ども・子育て支援事業計画」を定め、地域の皆様と関係機関、行政が一体となり、この計画の推進に取り組んできました。その第２期計画が令和６年度で終了することから、引き続き、基本理念を「こども・子育て応援社会の実現～こどもを安心して生み育て、こどもが健やかに育つまちづくり～」とし、令和７年度を初年度とする「第３期加美町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、加美町らしい「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもに寄り添った子育て支援及び子育てしやすい・働きやすい職場の推進に繋がる施策に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心なご審議を賜りました加美町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見ご提言をいただきました町民、事業者並びに各団体の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

令和７年３月

加美町長　石山　敬貴

目　次

第１章　計画の概要 1
第１節　計画策定の趣旨 1
第２節　計画の位置づけ 2
第３節　計画期間 2
第２章　本町のこども・子育てを取り巻く環境 3
第１節　人口の推移 3
第２節　世帯数等の状況 5
第３節　人の動きの状況 7
第４節　教育・保育サービスの状況 8
第５節　小学校・中学校の状況 13
第６節　地域子育て支援センター（子育て広場）の状況 15
第７節　アンケート調査の結果分析 16
第８節　第２期子ども・子育て支援事業計画の実施状況 27
第９節　本町のこども・子育て支援に向けた方向性の整理 28
第３章　計画の基本的な考え方 29
第１節　基本理念 29
第２節　基本目標 30
第３節　計画の体系 31
第４章　基本施策と事業の展開 32
基本目標１　妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実 32
基本目標２　こどもが健やかに成長できる環境整備の推進 36
基本目標３　支援を要する児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 42
基本目標４　地域における子育ての支援 45
基本目標５　子育てにやさしい環境づくり 48
第５章　子育てに資する支援事業の推進（事業計画） 51
第１節　子ども・子育て支援制度について 51
第２節　教育・保育提供区域について 52
第３節　児童数の推計 52
第４節　教育・保育事業の量の見込みと確保の方策 54
第５節　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策 57
第６節　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等 67
第７節　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 68
第６章　計画の推進に向けて 69
第１節　計画の推進体制 69
第２節　計画の進捗管理 69

資 料 編 **70**
１　加美町子ども・子育て会議条例 70
２　加美町子ども・子育て会議委員名簿 71
３　策定の経過 72
４　用語集 73

第１章　計画の概要

第１節　計画策定の趣旨

加美町（以下、「本町」という。）では、平成 27 年（2015）3 月に子育てを支える環境を整備し、地域社会のなかでこどもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的とした、「加美町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定しました。

第 2 期計画では、教育・保育について必要な量の見込みを定めるとともに、こどもの視点に立ち、よりよい子育て環境の形成と、こどもの最善の利益が実現される社会を目指し推進してきました。

また、国では、こども家庭庁の設立や子ども子育て支援事業法の改正などを行い、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策の充実や子育てに係る経済的支援の強化、共働き・共育ての推進等に取り組んできました。

今後、社会や家庭においてのこどもを取り巻く環境が変化、多様化していくことが予測されます。また、児童虐待やいじめといったこどもが被害者となる事件が発生するなど、こどもの安全・安心の確保に対するニーズの高まりへの対応も求められています。

こうしたなか、第 2 期計画が令和 6 年度（2024）末で終了することから、引き続き地域住民、関係機関、行政などが一体となり町全体で包括的な子育て支援を計画的に推進するため、令和 7 年度（2025）を初年度とする新たな「第 3 期加美町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとします。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき制定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づき制定する市町村行動計画となります。

また、令和 5 年（2023）12 月に策定されたこども大綱も参考にするものとします。

なお、計画の策定にあたっては、本町の最上位計画である「第三次加美町総合計画（たのしくげんきなみんなのかみまち）」等の上位計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

■計画の位置づけ

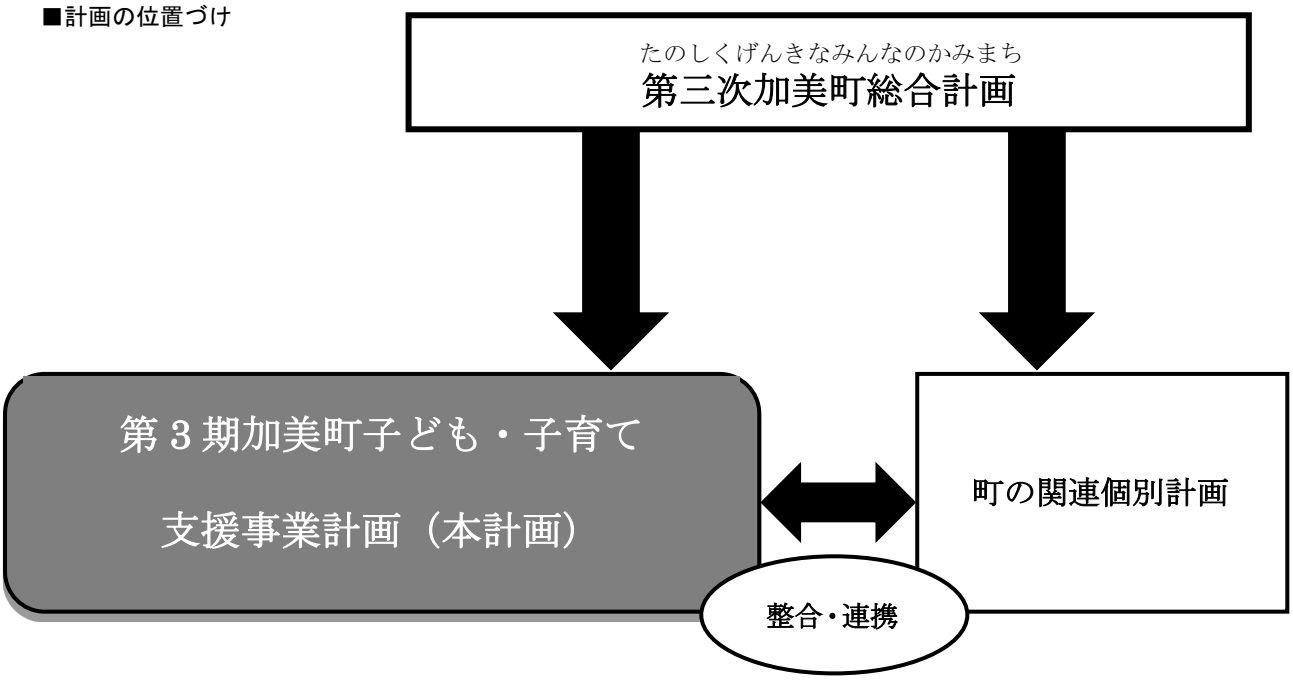

第３節　計画期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度（2025）から令和 11 年度（2029）までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画期間

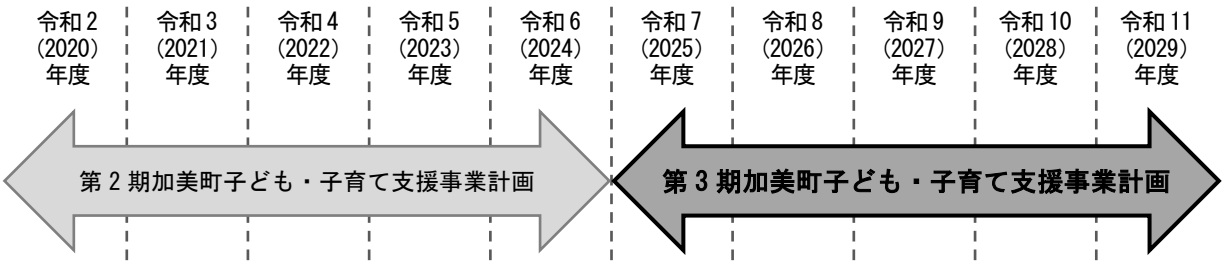

第２章　本町のこども・子育てを取り巻く環境

第１節　人口の推移

（１）総人口の推移

本町の令和 6 年（2024）4 月 1 日における総人口は 21,232 人となっています。総人口は減少傾向が続いており、平成 31 年（2019）から令和 6 年（2024）の 5 年間で、1,983 人（8.5%）減少しています。

また、年齢 3 区分比率の推移をみると、年少人口と生産年齢人口の割合は低下、老年人口の割合は上昇が続いており、令和 6 年（2024）には老年人口が 4 割弱となっています。

■総人口の推移（年齢 3 区分別）

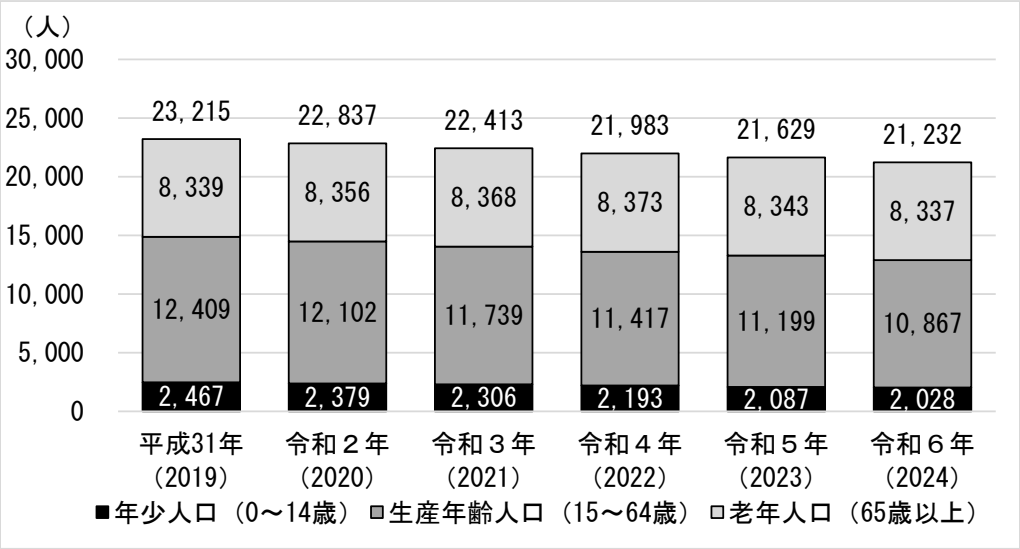

資料：加美町「住民基本台帳」各年 4 月 1 日

■総人口における年齢 3 区分比率の推移

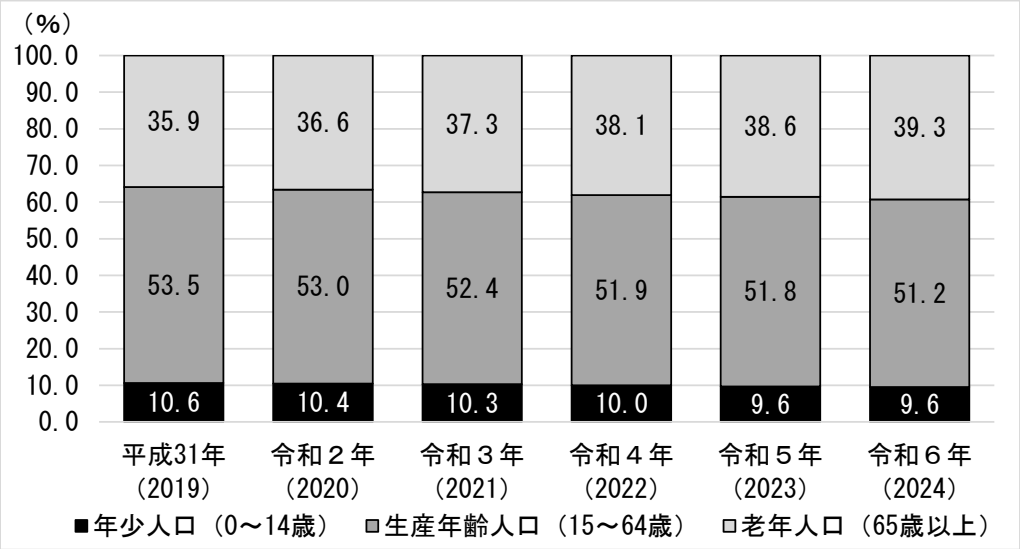

資料：加美町「住民基本台帳」各年 4 月 1 日

（２）人口ピラミッド

令和 6 年（2024）4 月 1 日の年齢構成をみると、70～74 歳以下の年齢では男性の人口が上回っており、75～79 歳以上の後期高齢者では女性の人口が上回っています。

また、30～34 歳以下の各年齢層では男女ともに 500 人未満となっています。

■性別・5 歳階級別人口（人口ピラミッド）

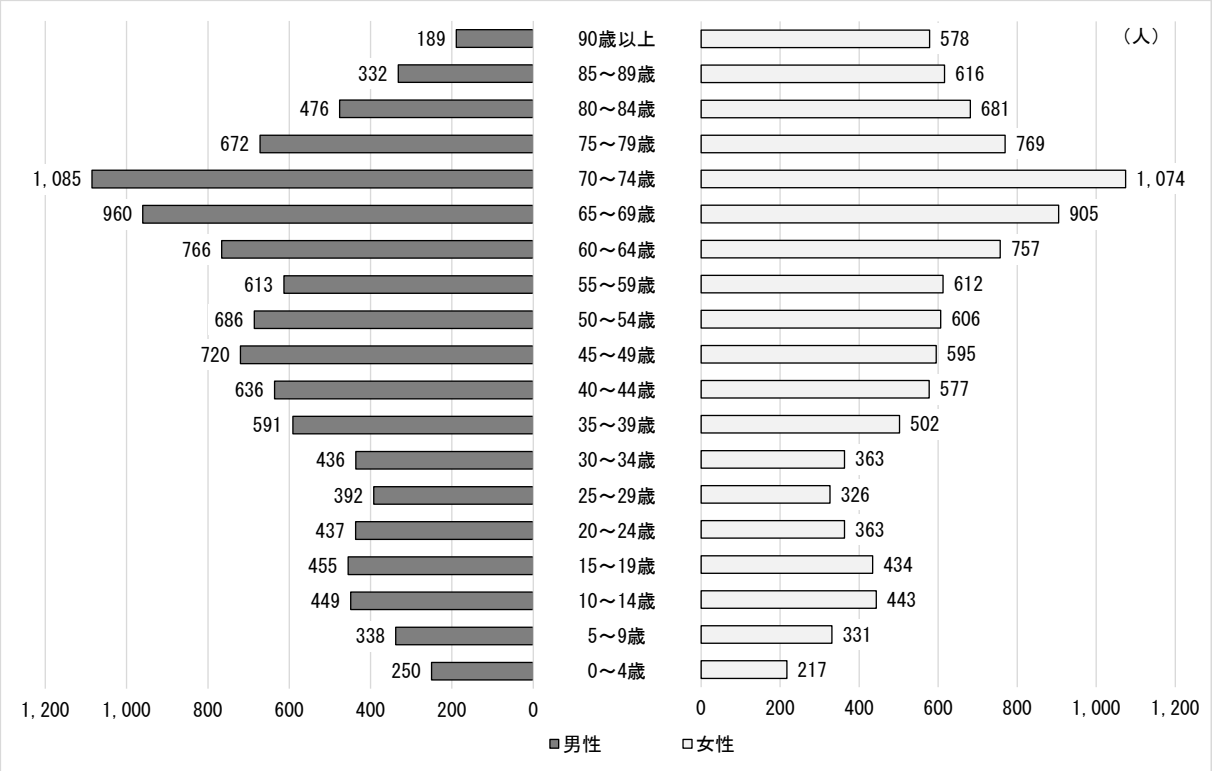

資料：加美町「住民基本台帳」令和 6 年（2024）4 月 1 日

第２節　世帯数等の状況

（１）世帯数の推移

世帯数は微増傾向となっており、令和２年（2020）には 7,631 世帯となっています。一方で、1 世帯あたりの人員は減少傾向となっており、令和２年（2020）には 2.9（人/世帯）となっています。

続いて 18 歳未満世帯員のいる世帯、6 歳未満世帯員のいる世帯の推移をみると、どちらも減少傾向が続いており、平成 12 年（2000）から令和２年（2020）の 20 年間でそれぞれ 1,209 世帯（42.4%）、455 世帯（45.2%）の減少となっています。

■一般世帯数・1 世帯あたりの人員の推移

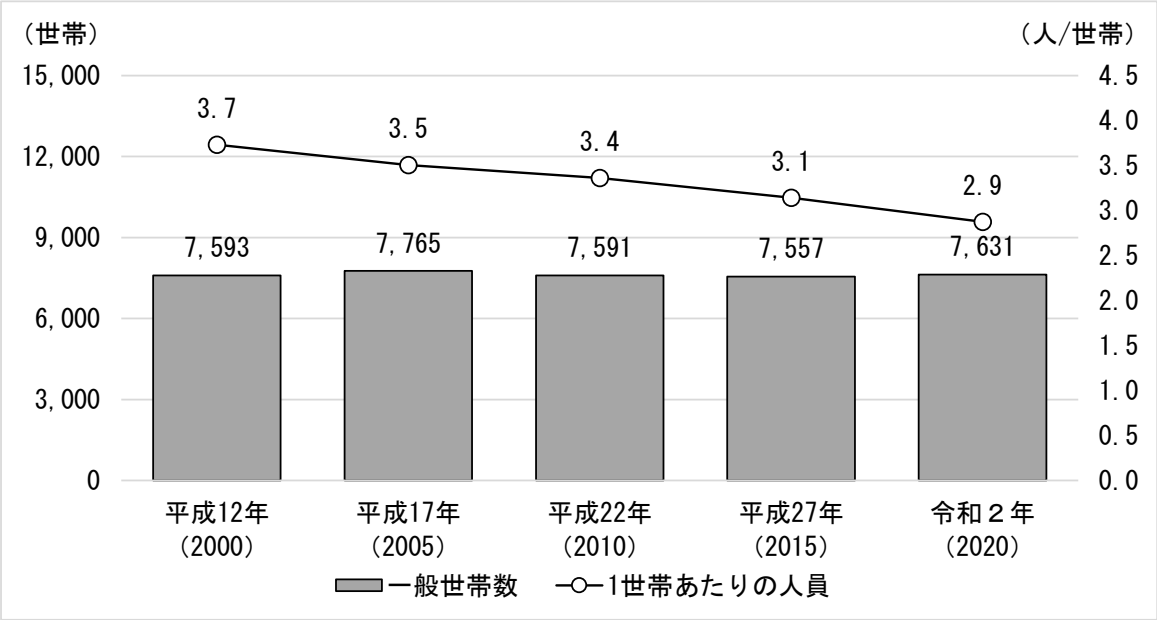

資料：国勢調査

■18 歳未満世帯員のいる世帯・6 歳未満世帯員のいる世帯の推移

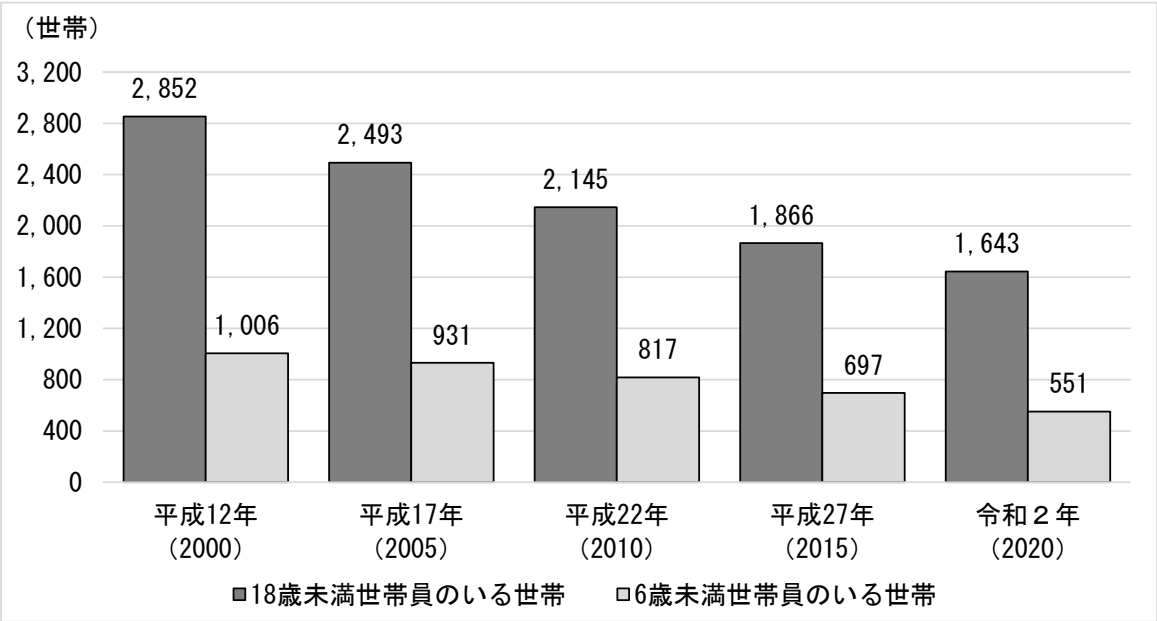

資料：国勢調査

（２）男女別未婚率の推移

25 歳から 39 歳までの未婚率の推移をみると男女ともに上昇傾向にあり、各区分で 10 ポイント以上の上昇がみられます。特に、35-39 歳の未婚率が上昇しており、平成 12 年(2000)から令和 2 年（2020）の 20 年間で、男性が 21.7 ポイント、女性が 18.8 ポイントそれぞれ上昇しています。

■男性未婚率の推移（25 歳-39 歳）

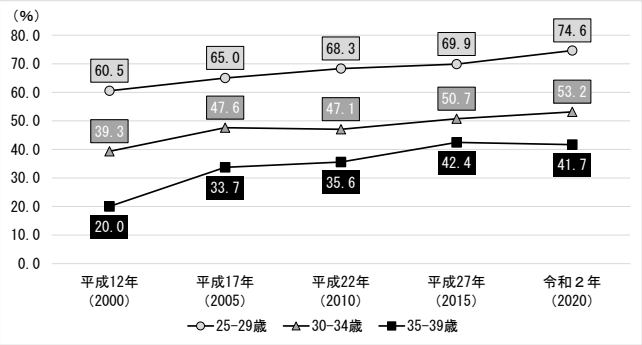

資料：国勢調査

■女性未婚率の推移（25 歳-39 歳）

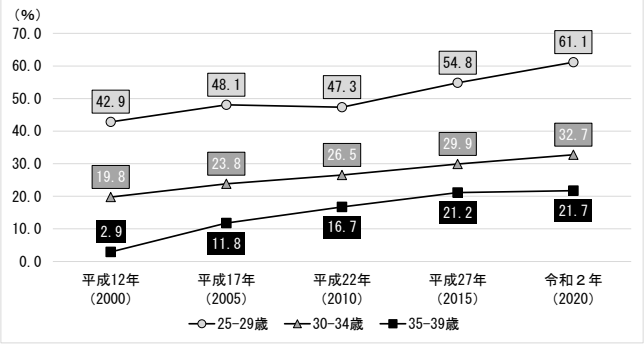

資料：国勢調査

（３）女性の就労状況

平成 22 年（2010）から令和 2 年（2020）までの女性の就労状況の推移をみると、令和 2 年（2020）の就業率がすべての年齢層で上回っており、令和 2 年（2020）の 25-29 歳の就業率は平成 27 年（2015）から 7.7 ポイント、平成 22 年（2010）から 14.3 ポイント上昇しています。

また、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」の傾向がみられます。

■女性の年齢別就業率

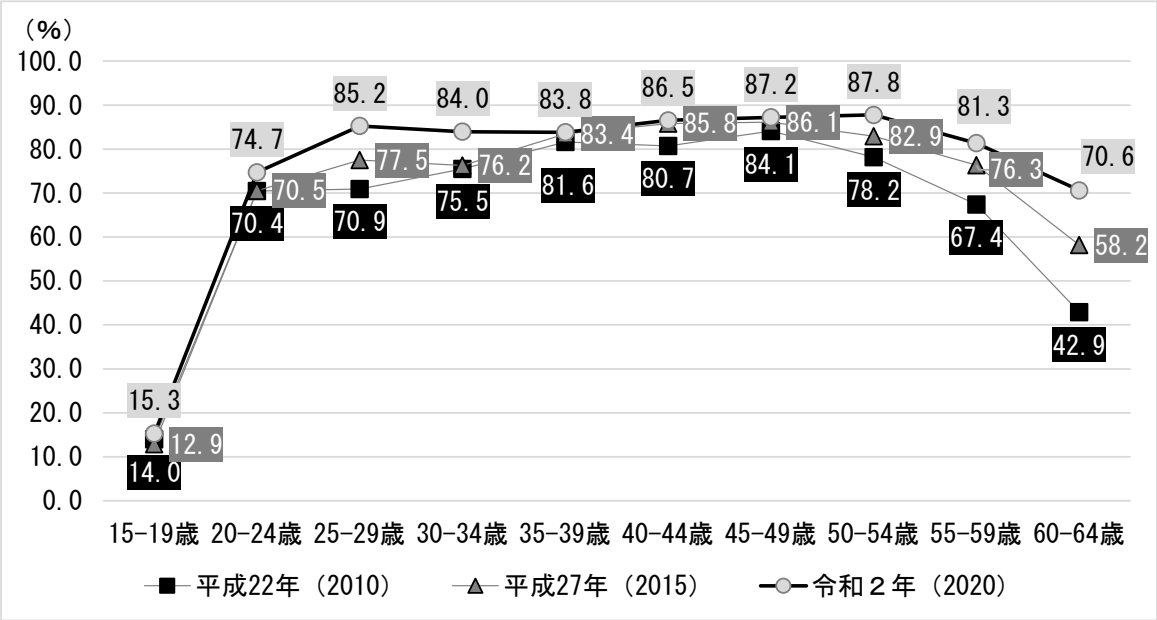

資料：国勢調査

第３節　人の動きの状況

（１）出生数の推移

出生数の推移をみると、令和元年(2019)までは増減を繰り返しており、平成30年(2018)を除き、出生数は 100 人を超えています。令和 2 年(2020)以降は減少傾向となっており、令和 4 年（2022）には 80 人となっています。

■出生数の推移

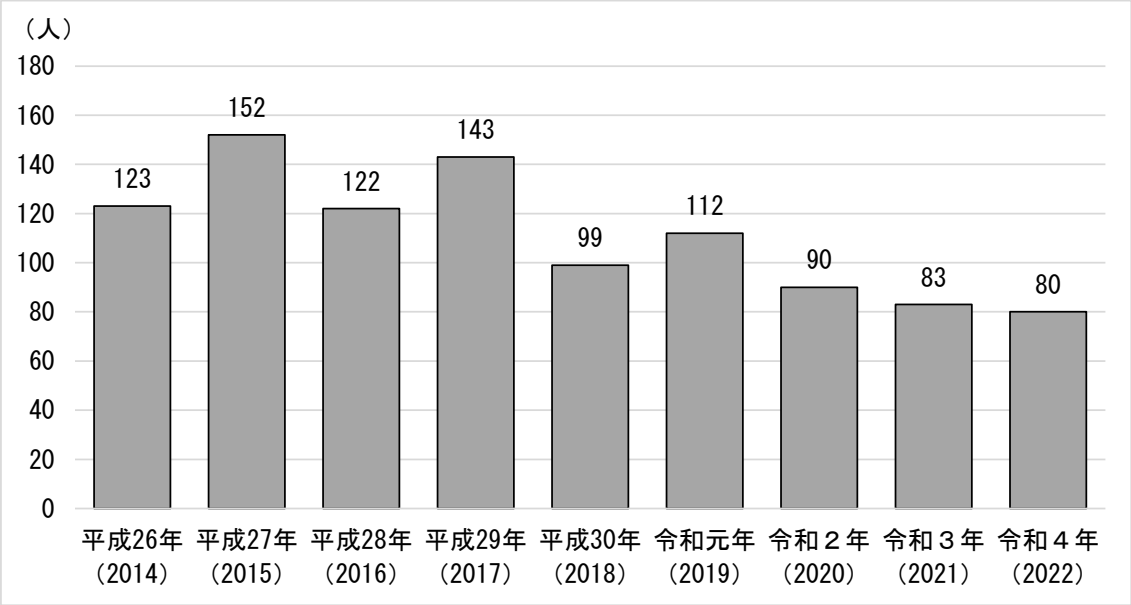

資料：宮城県人口動態統計 各年 12 月 31 日

（２）合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率の推移を県･全国と比較してみると、平成 25-29 年(2013-2017)までは県・全国を上回っていますが、平成 30-令和 4 年（2018-2022）には 1.19 と全国平均を下回り、県と同じ出生率となっています。

■合計特殊出生率の推移

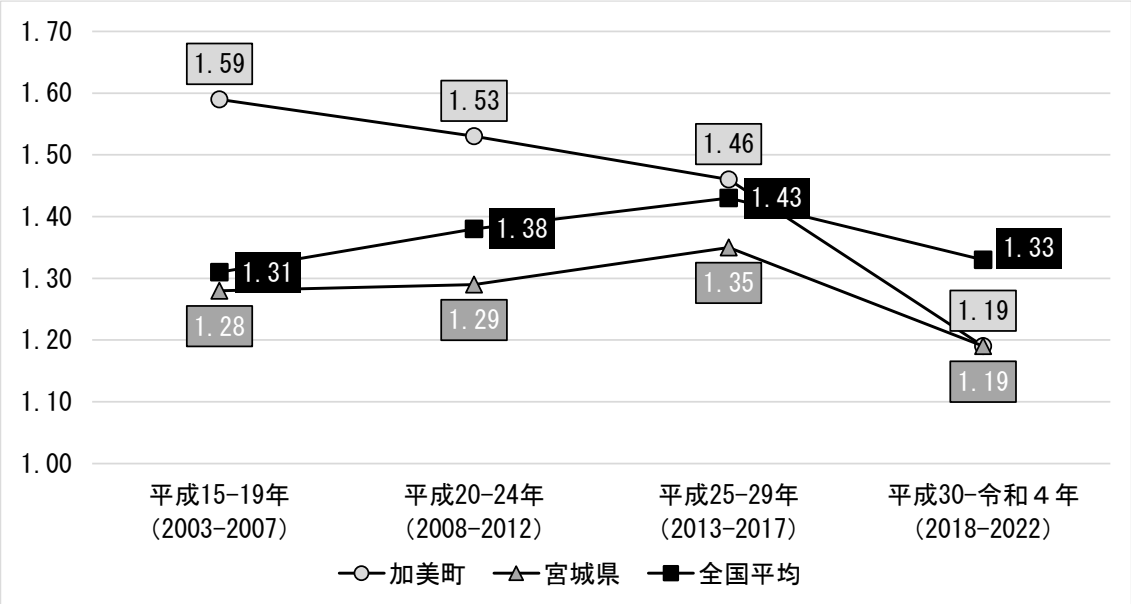

資料：人口動態統計特殊報告

第４節　教育・保育サービスの状況

（１）保育所利用児童数の推移

保育所利用児童数の推移をみると、0歳児の利用割合は年々上昇しており、令和6年(2024) 5 月 1 日時点で 14.9%となっています。一方、1 歳児は令和 4 年（2022）以降低下が続き、令和 6 年（2024）に 20%を下回っています。

■保育所利用割合の推移

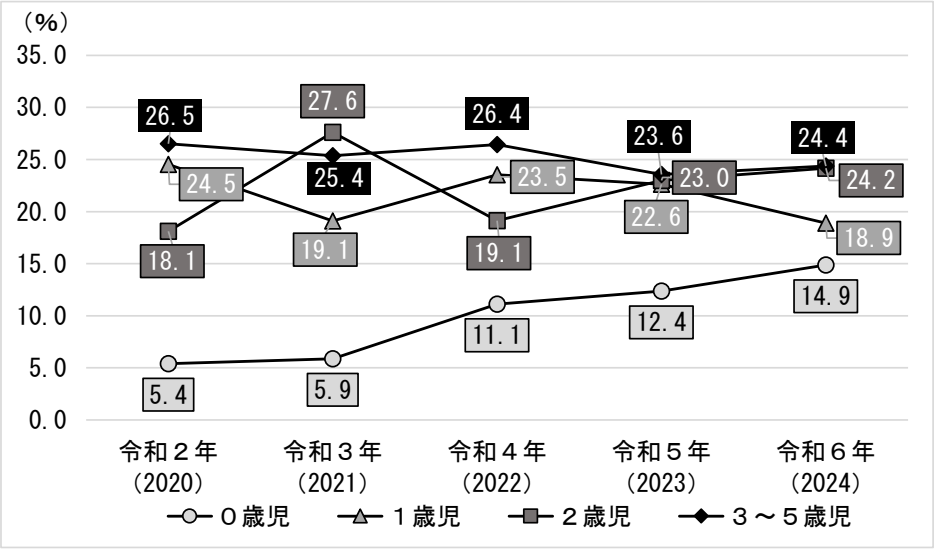

（２）幼稚園利用児童数の推移

幼稚園利用児童数の推移をみると、小鳩幼稚園が新制度に移行した令和 3 年（2021）以降上昇が続き、令和 6 年（2024）5 月 1 日時点で 20.7%となっています（令和 2 年は賀美石幼稚園のみの利用割合）。

■幼稚園利用割合の推移

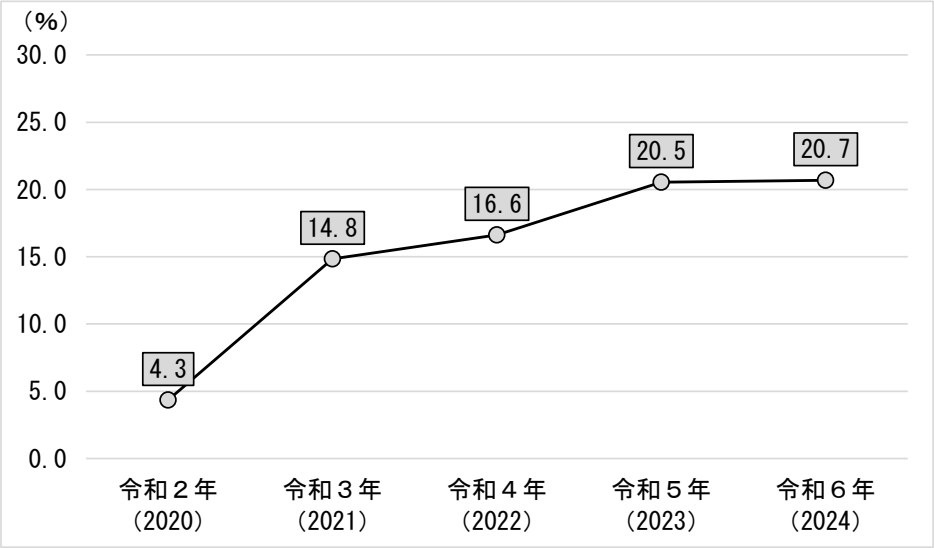

（３）認定こども園利用児童数の推移

認定こども園利用児童数の推移をみると、3～5 歳児は令和 3 年（2021）以降低下が続き、令和 6 年（2024）5 月 1 日時点で 51.5%となっています。一方、0 歳児・1 歳児・2 歳児では上昇と低下を繰り返して推移しています。

■認定こども園利用割合の推移

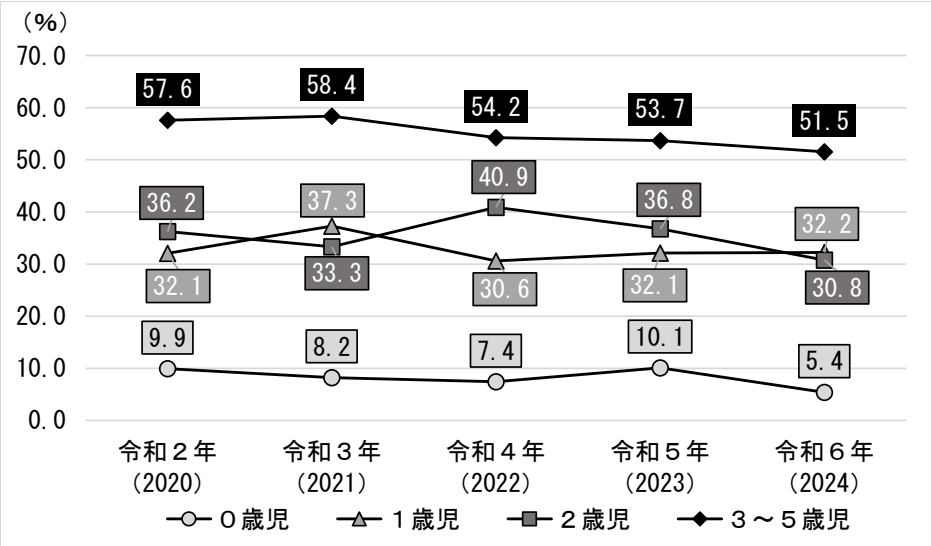

（４）小規模保育施設利用児童数の推移

小規模保育施設利用児童数の推移をみると、0 歳児・2 歳児は上昇と低下を繰り返して推移しています。一方、1 歳児は令和 4 年（2022）まで上昇していたものの、その後低下し、令和 6 年（2024）5 月 1 日時点で 22.2%となっています。

■小規模保育施設利用割合の推移

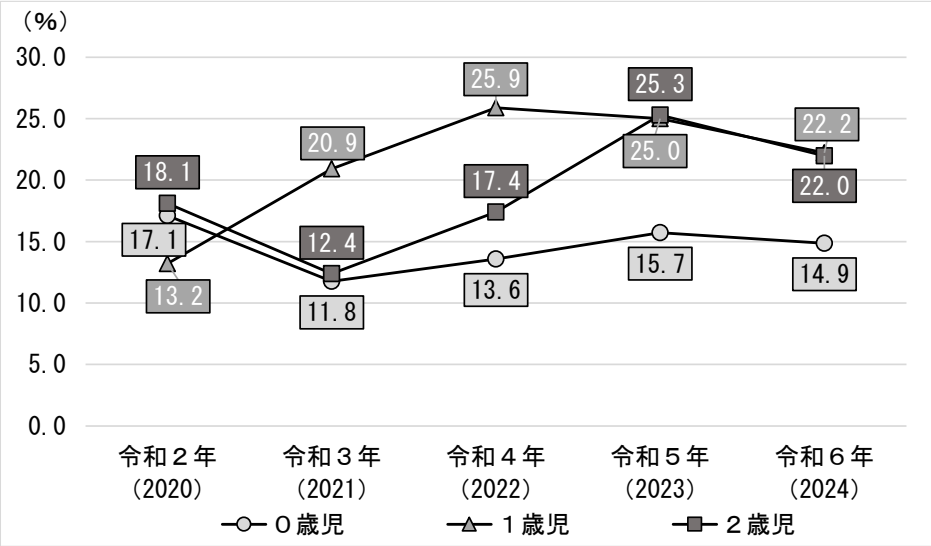

■園別児童数の推移（全体）　　単位：（人）

	令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）
中新田保育所※[1]（ＮＯＶＡバイリンガル加美中新田保育園）	165	161	148	136	129
賀美石幼稚園※[2]	18	0			
小鳩幼稚園		63	62	75	71
認定こども園おのだひがし園	87	83	70	72	73
認定こども園おのだにし園	34	36	29	24	16
認定こども園みやざき園	66	66	53	40	30
中新田幼稚園・なかよしこども園	143	142	126	128	109
えがおのはなさくみんなのほいくえん	19	10	11	14	11
ちいさなもりのほいくえん	14	23	22	21	20
みんなのほいくえんＨａｐｐｙＢａｓｅ	23	13	20	22	20
合計	569	597	541	532	479

資料：「加美町こども家庭課」各年５月１日
※[1]令和６年（2024）４月１日より「ＮＯＶＡバイリンガル加美中新田保育園」に移行
※[2]令和４年（2022）４月に廃園

■園別児童数の推移（0 歳児）　　単位：（人）

	令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）
中新田保育所※[1]（ＮＯＶＡバイリンガル加美中新田保育園）	6	5	9	11	11
認定こども園おのだひがし園	6	5	3	7	3
認定こども園おのだにし園	2	1	1	1	0
認定こども園みやざき園	3	1	2	1	1
えがおのはなさくみんなのほいくえん	19	10	11	14	11
合計	36	22	26	34	26

資料：「加美町こども家庭課」各年５月１日

園別児童数の推移（1 歳児）　　単位：（人）

	令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）
中新田保育所（ＮＯＶＡバイリンガル加美中新田保育園）	26	21	20	19	17
認定こども園おのだひがし園	14	11	9	8	12
認定こども園おのだにし園	3	10	4	3	3
認定こども園みやざき園	6	6	5	2	2
中新田幼稚園・なかよしこども園	11	14	8	14	12
ちいさなもりのほいくえん	14	23	22	21	20
合計	74	85	68	67	66

資料：「加美町こども家庭課」各年５月１日

園別児童数の推移（2 歳児）　　単位：（人）

	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）	令和 6 年（2024）
中新田保育所（ＮＯＶＡバイリンガル加美中新田保育園）	23	29	22	20	22
認定こども園おのだひがし園	11	13	15	13	8
認定こども園おのだにし園	5	3	10	4	2
認定こども園みやざき園	6	6	6	5	3
中新田幼稚園・なかよしこども園	24	13	16	10	15
みんなのほいくえんＨａｐｐｙＢａｓｅ	23	13	20	22	20
合計	92	77	89	74	70

資料：「加美町こども家庭課」各年 5 月 1 日

園別児童数の推移（3～5 歳児）　　単位：（人）

	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）	令和 6 年（2024）
中新田保育所（ＮＯＶＡバイリンガル加美中新田保育園）	110	106	97	86	79
賀美石幼稚園	18	0			
小鳩幼稚園※[1]		62	61	75	67
認定こども園おのだひがし園	56	54	43	44	50
認定こども園おのだにし園	24	22	14	16	11
認定こども園みやざき園	51	53	40	32	24
中新田幼稚園・なかよしこども園	108	115	102	104	82
合計	367	412	357	357	313

資料：「加美町こども家庭課」各年 5 月 1 日

※[1]満 3 歳児も含まれる

（５）放課後児童クラブ登録児童数の推移

放課後児童クラブ登録児童数の推移をみると、令和２年（2020）以降、東小野田放課後児童クラブでは減少、その他の放課後児童クラブでは増減を繰り返して推移しています。

また、令和６年（2024）５月１日時点の登録児童数は、中新田放課後児童クラブで 100 人以上となっており、その他の放課後児童クラブで 30～50 人台となっています。

■放課後児童クラブ登録児童数の推移　　単位：（人）

			令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）
中新田	中新田放課後児童クラブ※[1]	児童数	155	133	131	138	116
	広原放課後児童クラブ	児童数	69	52	48	54	56
	鳴瀬放課後児童クラブ	児童数	66	58	38	35	39
小野田	東小野田放課後児童クラブ	児童数	82	64	50	48	47
	西小野田放課後児童クラブ	児童数	62	40	38	42	38
宮崎	宮崎放課後児童クラブ	児童数	82	40	34	38	35
	賀美石放課後児童クラブ※[2]	児童数	68	42	42	43	40
合計		児童数	584	429	381	398	371

資料：「加美町こども家庭課」各年５月１日
※[1]令和２年（2020）まで「きた児童館」
※[2]令和２年（2020）まで「加美町放課後子ども教室」

第５節　小学校・中学校の状況

（１）小学校児童数の推移

小学校別児童数の推移をみると、東小野田小学校と鹿原小学校では減少、その他の小学校では増減はあるものの４年間で減少しています。

■小学校別児童数の推移　　単位：（人）

	令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）
中新田小学校	409	414	416	401	412
広原小学校	114	106	99	95	98
鳴瀬小学校	82	71	71	63	64
東小野田小学校	136	133	124	115	107
西小野田小学校	67	65	52	53	48
鹿原小学校	28	28	24	18	15
宮崎小学校	100	96	99	91	83
賀美石小学校	83	86	80	68	60
合計	1,019	999	965	904	887

資料：「加美町教育総務課」各年５月１日

■学校・学年別小学生児童数　　単位：（人）

		１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
中新田小学校	児童数	70	63	71	60	75	73
	学級数	2	2	2	2	2	2
広原小学校	児童数	18	16	14	13	19	18
	学級数	1	1	1	1	1	1
鳴瀬小学校	児童数	10	6	14	6	8	20
	学級数	1	1	1	1	1	1
東小野田小学校	児童数	12	15	19	14	20	27
	学級数	1	1	1	1	1	1
西小野田小学校	児童数	7	9	8	8	7	9
	学級数	1	1	1	1	1	1
鹿原小学校	児童数	0	3	1	3	6	2
	学級数	複式学級		複式学級		複式学級	
宮崎小学校	児童数	10	12	20	10	16	15
	学級数	1	1	1	1	1	1
賀美石小学校	児童数	7	10	7	12	16	8
	学級数	1	1	1	1	1	1
合計	児童数	134	134	154	126	167	172
	学級数	8	9	9	8	9	8

資料：「加美町教育総務課」令和６年（2024）５月１日

（２）中学校生徒数の推移

現在、本町の中学校は「中新田中学校」、「鳴峰中学校」の 2 校となっています。生徒数は、中新田中学校で減少傾向となっており、鳴峰中学校は令和 5 年（2023）に小野田中学校と宮崎中学校を統合したことにより、微増となっています。

また、中新田中学校では全学年 3 クラスずつ、鳴峰中学校では全学年 2 クラスずつとなっています。

■中学校別生徒数の推移　　単位：（人）

		令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）	令和 6 年（2024）
中新田中学校		307	307	305	301	292
小野田中学校	鳴峰中学校	153	144	145	216	226
宮崎中学校		100	86	80		
合計		560	537	530	517	518

資料：「加美町教育総務課」各年 5 月 1 日

■学校・学年別中学生生徒数　　単位：（人）

		1 年生	2 年生	3 年生
中新田中学校	生徒数	83	113	96
	学級数	3	3	3
鳴峰中学校	生徒数	66	80	80
	学級数	2	2	2
合計	生徒数	149	193	176
	学級数	5	5	5

資料：「加美町教育総務課」令和 6 年（2024）5 月 1 日

第６節　地域子育て支援センター（子育て広場）の状況

（１）地域子育て支援センター（子育て広場）開催回数・参加人数の推移

こどもとその家族の遊びと出会いの場である地域子育て支援センターの参加人数の推移をみると、令和２年（2020）以降増減を繰り返しており、各年延べ 1,100 人～1,800 人台となっています。

■地域子育て支援センター　開催回数・参加者数の推移　　単位：開催回数（回）／延べ参加人数（人）

		令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
中新田地区 ひなたぼっこ※'	開催回数	132	191	191	135
	こども延べ参加人数	1,207	579	825	776
小野田地区 はっぴぃぽけっと	開催回数	124	102	75	123
	こども延べ参加人数	395	232	147	235
宮崎地区 げんきっこ	開催回数	124	124	133	104
	こども延べ参加人数	221	284	406	159
合計	開催回数	380	417	399	362
	こども延べ参加人数	1,823	1,095	1,378	1,170

資料：「加美町こども家庭課」
※'令和６年（2024）から「ＮＯＶＡの杜」

第７節　アンケート調査の結果分析

１．調査の目的

現在の子育て状況やこどもに寄り添った子育てしやすい・働きやすい職場の推進に繋がる即効性・実現性のある必要な施策を把握するために、企業・小中高校生・若者(成人式)・子育て世帯の各年代層に町独自のアンケート調査を行いました。

２．調査対象と期日

対象者	調査期間
子育て世帯	2024. 2/13 ～ 22
小学生・中学生	2024. 1/22 ～ 31
高校生	2024. 1/22 ～ 31
成人者	2024. 1/ 7 ～ 31
企業	2023.12/ 1 ～ 29

３．調査の方法

ＱＲコードをスマートフォン等で読み取り「みやぎ電子申請サービス」からアンケート調査を実施しました。

４．調査の項目

別紙集計結果参照

５．回収結果

アンケートの種類	対象者	発送数	回答数	回収率
子育て世帯向け	未就学児童の保護者	563	205	36.4%
小学生向け	町内小学校の 4～6 年生	460	418	90.9%
中学生向け	町内中学生	513	251	48.9%
高校生向け	中新田高校生	234	151	64.5%
成人者向け	R5 年度成人者	233	42	18.0%
生活実態調査・児童向け	町内小学校の 5 年生 町内中学校の 2 年生	356	182	51.1%
生活実態調査・保護者向け	町内小学校の 5 年生の保護者 町内中学校の 2 年生の保護者	356	149	41.9%
企業向け	町内企業全般	576	123	21.4%

（１）家庭の子育て環境について

■未就学児

・低・中学年のうちに放課後過ごさせたい場所について、配偶者の有無に関わらず「放課後児童クラブ」が最も高い割合となっています。また、親が働いている家庭が増えているため、「児童館」や「習い事」も比較的高い割合となっています。（複数回答）

		合計	問30 低・中学年のうちに放課後過ごさせたい場所								
			自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（学習塾，ピアノ教室，サッカークラブなど）	児童館	放課後児童クラブ	公園	図書館	その他	無回答
全体		205 100.0	98 47.8	60 29.3	67 32.7	95 46.3	124 60.5	21 10.2	24 11.7	4 2.0	3 1.5
問3 配偶関係	配偶者がいる	190 100.0	93 48.9	56 29.5	63 33.2	88 46.3	114 60.0	20 10.5	23 12.1	4 2.1	2 1.1
	配偶者はいない	15 100.0	5 33.3	4 26.7	4 26.7	7 46.7	10 66.7	1 6.7	1 6.7	0 0.0	1 6.7

・高学年になったら放課後過ごさせたい場所について、「配偶者がいる」世帯では「自宅」を希望する回答が多くなりますが、「配偶者はいない」世帯では「放課後児童クラブ」を希望する回答が最も多くなっています。（複数回答）

		合計	問31 高学年になったら放課後過ごさせたい場所								
			自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（学習塾，ピアノ教室，サッカークラブなど）	児童館	放課後児童クラブ	公園	図書館	その他	無回答
全体		205 100.0	145 70.7	59 28.8	97 47.3	74 36.1	86 42.0	28 13.7	35 17.1	3 1.5	2 1.0
問3 配偶関係	配偶者がいる	190 100.0	138 72.6	55 28.9	90 47.4	68 35.8	77 40.5	27 14.2	34 17.9	3 1.6	1 0.5
	配偶者はいない	15 100.0	7 46.7	4 26.7	7 46.7	6 40.0	9 60.0	1 6.7	1 6.7	0 0.0	1 6.7

・家庭でそれぞれしていること・していないことについて、9 項目中（無回答除く）5 項目で「していること」が 80～90%台と比較的高い割合となっています。
・「していること」では、「習い事・学習塾・通信教育のいずれかをしている」、「おこづかいを渡す」が 50%未満と比較的低い割合となっており、定期的に費用がかかることはしていない傾向がみられます。
・「経済的にしてあげられないこと」では、「習い事・学習塾・通信教育のいずれかをしている」が 16.6%、「1 年に 1 回くらい家族旅行に行く」が 20.0%、「保険適用外治療を受けさせる」が 19.0%と比較的高い割合となっています。
・「必要だと思うがしていないこと」では、「習い事・学習塾・通信教育のいずれかをしている」が 34.1%と高い割合となっています。また、「医者・歯医者に行く」が 2.9%となっており、医療機関に行く必要があるが、経済的な理由で行けない方が少数ながらいることがみられます。（複数回答）

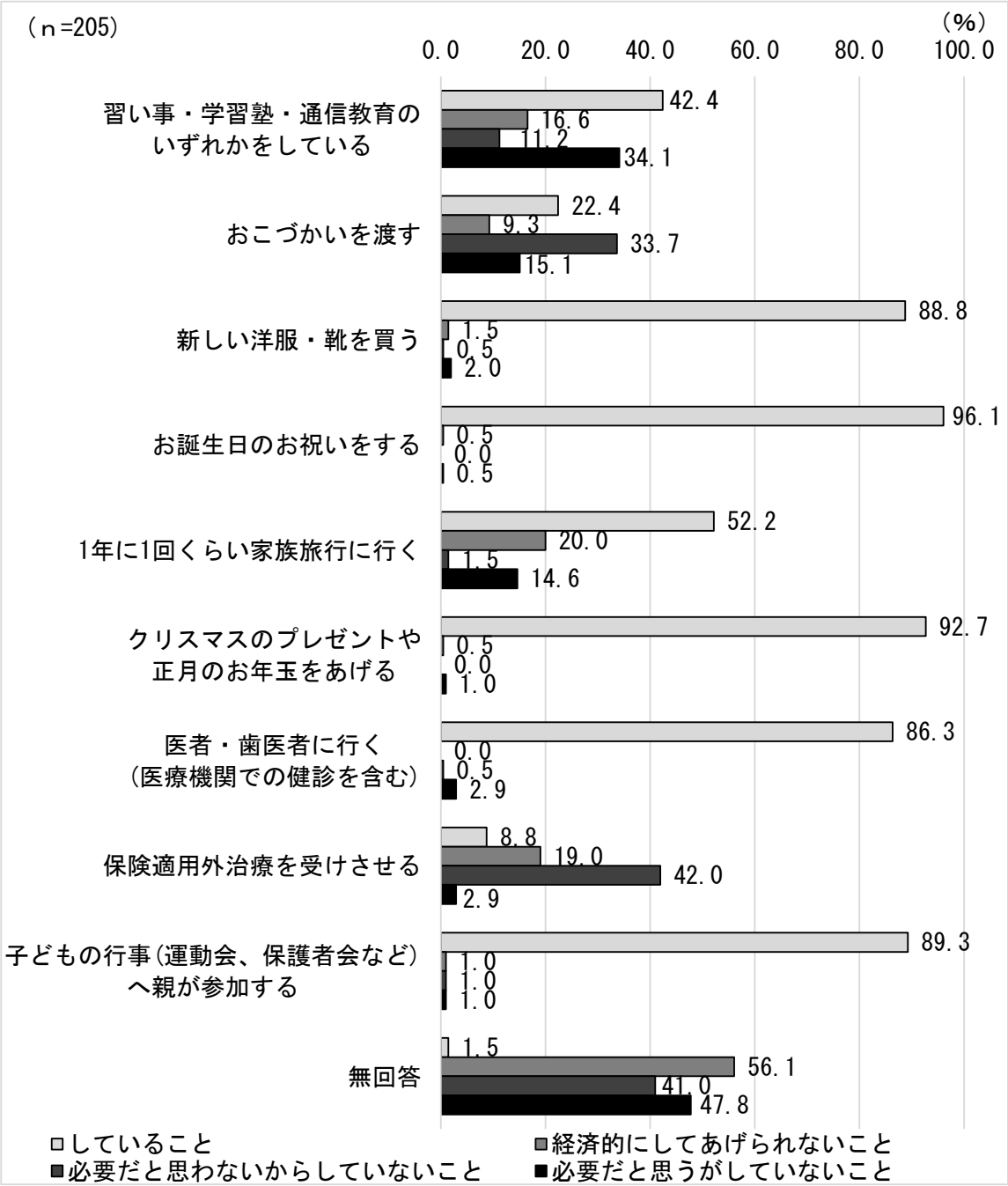

・子どもへ「経済的にしてあげられないこと」を子どもの人数別でみると、「1 人」では「保険適用外治療を受けさせる」、「2 人」では「1 年に 1 回くらい家族旅行に行く」、「3 人」では「1 年に 1 回くらい家族旅行に行く」と「保険適用外治療を受けさせる」、「4 人」では「習い事・学習塾・通信教育のいずれかをしている」「おこづかいを渡す」「新しい洋服・靴を買う」が最も高い割合となっています。（複数回答）

		合計	問64 子どもへ「経済的にしてあげられない」こと									
			習い事・学習塾・通信教育のいずれかをしている	おこづかいを渡す	新しい洋服・靴を買う	お誕生日のお祝いをする	1年に1回くらい家族旅行に行く	クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	医者・歯医者に行く（医療機関での健診を含む）	保険適用外治療を受けさせる	子どもの行事（運動会、保護者会など）へ親が参加する	無回答
全体		205 100.0	34 16.6	19 9.3	3 1.5	1 0.5	41 20.0	1 0.5	0 0.0	39 19.0	2 1.0	115 56.1
問4 子どもの人数	1人	54 100.0	8 14.8	2 3.7	0 0.0	0 0.0	8 14.8	0 0.0	0 0.0	12 22.2	0 0.0	35 64.8
	2人	99 100.0	20 20.2	11 11.1	1 1.0	0 0.0	25 25.3	0 0.0	0 0.0	19 19.2	1 1.0	50 50.5
	3人	40 100.0	4 10.0	4 10.0	0 0.0	0 0.0	7 17.5	0 0.0	0 0.0	7 17.5	0 0.0	22 55.0
	4人	12 100.0	2 16.7	2 16.7	2 16.7	1 8.3	1 8.3	1 8.3	0 0.0	1 8.3	1 8.3	8 66.7
	5人以上	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

・子どもに「必要だと思うがしていないこと」を子どもの人数別でみると、「1 人」「2 人」「3 人」では「習い事・学習塾・通信教育のいずれかをしている」、「4 人」では「おこづかいを渡す」が最も高い割合となっています。（複数回答）

		合計	問66 子どもへ「必要だと思うがしていない」こと									
			習い事・学習塾・通信教育のいずれかをしている	おこづかいを渡す	新しい洋服・靴を買う	お誕生日のお祝いをする	1年に1回くらい家族旅行に行く	クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	医者・歯医者に行く（医療機関での健診を含む）	保険適用外治療を受けさせる	子どもの行事（運動会、保護者会など）へ親が参加する	無回答
全体		205 100.0	70 34.1	31 15.1	4 2.0	1 0.5	30 14.6	2 1.0	6 2.9	6 2.9	2 1.0	98 47.8
問4 子どもの人数	1人	54 100.0	21 38.9	4 7.4	1 1.9	0 0.0	5 9.3	0 0.0	3 5.6	0 0.0	0 0.0	29 53.7
	2人	99 100.0	39 39.4	18 18.2	1 1.0	0 0.0	18 18.2	1 1.0	1 1.0	4 4.0	0 0.0	39 39.4
	3人	40 100.0	7 17.5	5 12.5	1 2.5	1 2.5	5 12.5	1 2.5	1 2.5	2 5.0	1 2.5	24 60.0
	4人	12 100.0	3 25.0	4 33.3	1 8.3	0 0.0	2 16.7	0 0.0	1 8.3	0 0.0	1 8.3	6 50.0
	5人以上	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

■小学生

・経済的な理由で塾や習い事に通わせられなかった経験を世帯収入別でみると、「400～500万円未満」以下の区分では「ある（あった）」、「500～600 万円未満」以上の区分と「わからない」では「ない（なかった）」が最も高い割合となっています。（単数回答）

		合計	問14 経済的な理由で塾や習い事に通わせられなかった経験		
			ある（あった）	ない（なかった）	無回答
全体		73 100.0	34 46.6	39 53.4	0 0.0
問12 世帯収入	100万円未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	100～ 200万円未満	4 100.0	3 75.0	1 25.0	0 0.0
	200～ 300万円未満	11 100.0	6 54.5	5 45.5	0 0.0
	300～ 400万円未満	9 100.0	7 77.8	2 22.2	0 0.0
	400～ 500万円未満	10 100.0	6 60.0	4 40.0	0 0.0
	500～ 600万円未満	9 100.0	3 33.3	6 66.7	0 0.0
	600～ 800万円未満	8 100.0	2 25.0	6 75.0	0 0.0
	800万円以上	9 100.0	1 11.1	8 88.9	0 0.0
	わからない	13 100.0	6 46.2	7 53.8	0 0.0

・過去 1 年間に経済的な理由で購入できなかったものを世帯収入別でみると、「100～200万円未満」では「食料・衣類両方」、その他の区分では「食料・衣類ともに購入に困ったことはない」が最も高い割合となっています。

・一方で、「200～300 万円未満」から「600～800 万円未満」の区分でも「食料・衣類両方」の回答がみられるため、把握が必要です。（単数回答）

		合計	問16 過去1年間経済的な理由で購入できなかったもの				
			食料	衣類	食料・衣類両方	食料・衣類ともに購入に困ったことはない	無回答
全体		73 100.0	0 0.0	10 13.7	11 15.1	52 71.2	0 0.0
問12 世帯収入	100万円未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	100～ 200万円未満	4 100.0	0 0.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	0 0.0
	200～ 300万円未満	11 100.0	0 0.0	1 9.1	3 27.3	7 63.6	0 0.0
	300～ 400万円未満	9 100.0	0 0.0	2 22.2	1 11.1	6 66.7	0 0.0
	400～ 500万円未満	10 100.0	0 0.0	3 30.0	2 20.0	5 50.0	0 0.0
	500～ 600万円未満	9 100.0	0 0.0	1 11.1	1 11.1	7 77.8	0 0.0
	600～ 800万円未満	8 100.0	0 0.0	1 12.5	1 12.5	6 75.0	0 0.0
	800万円以上	9 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	9 100.0	0 0.0
	わからない	13 100.0	0 0.0	1 7.7	1 7.7	11 84.6	0 0.0

・保護者の就労状況について、父親・母親ともに「勤め（常勤・正規職員）」の割合が高く、それぞれ 65.8%、49.3%となっています。
・「勤め（パート・アルバイト・非正規職員）」が父親では 8.2%、母親で 31.5%となっており、23.3 ポイントの差がみられます。また、「その他の職業」と「仕事はしていない」では父親の該当者がみられませんでした。（複数回答）

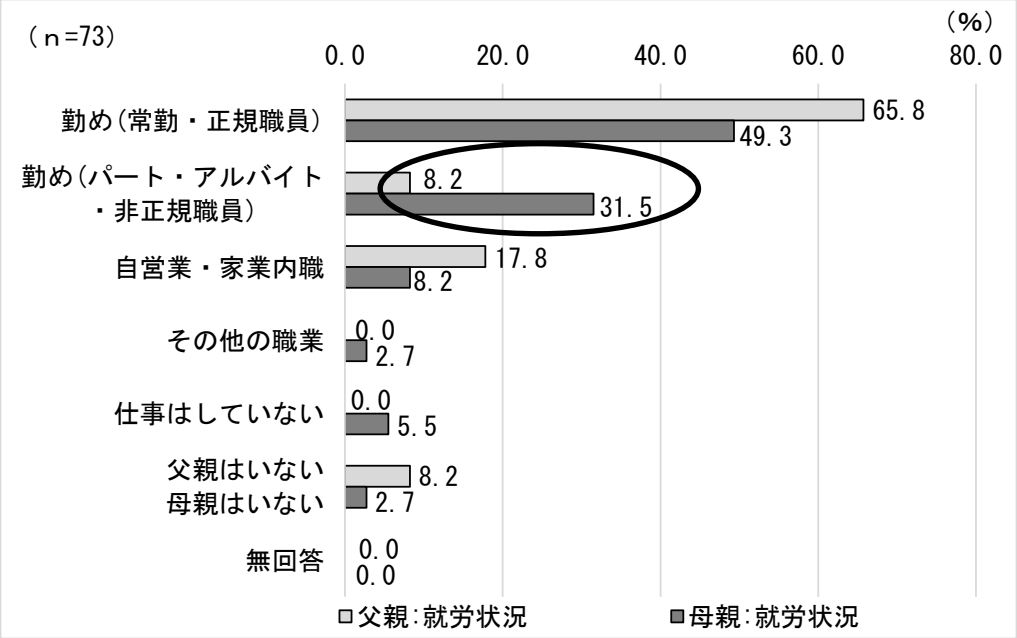

・保護者の勤務時間について、父親では「早朝（5 時から 8 時）」が 24.7%、「深夜勤務（22 時から 5 時）」が 16.4%みられます。
・父親、母親ともに「土曜出勤」が 49.3%、45.2%と半数近くを占めており、親が就業中にこどもを預けられる体制の充実に努める必要があります。また、「平日日中以外の勤務はない」が父親で 21.9%、母親で 35.6%となっています。（単数回答）

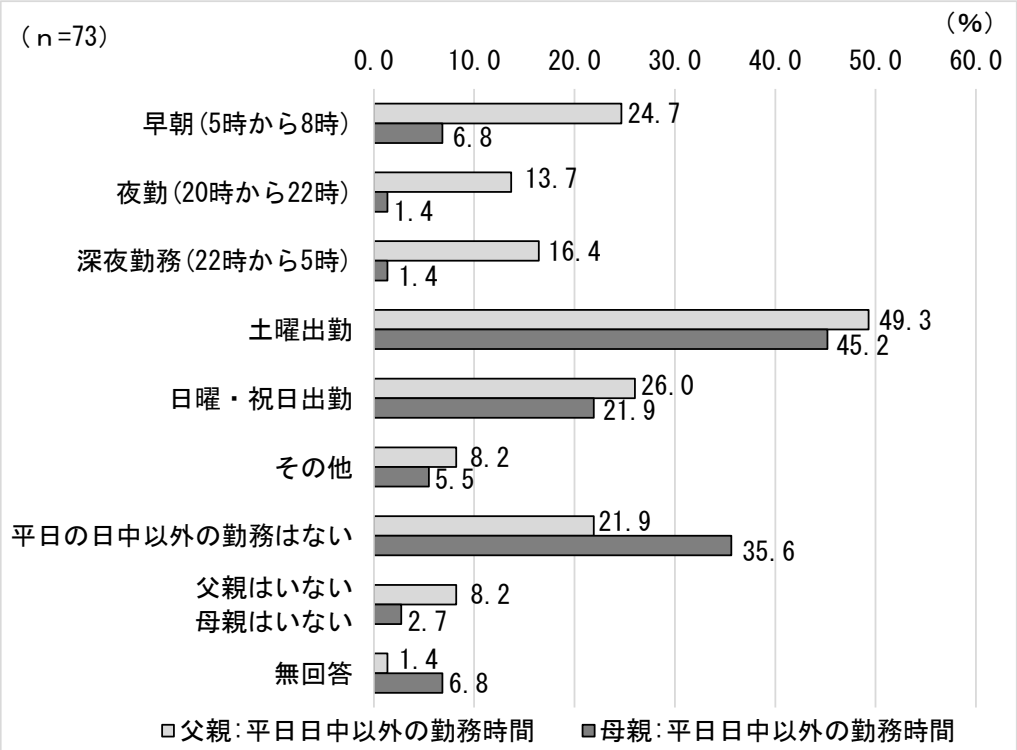

（２）地域の子育て環境について

■未就学児

・子育て事業について、「利用したことがあるもの」では「『ひなたぼっこ』『はっぴぃぽけっと』『げんきっこ』などの子育てひろば」、「今後利用したいと思うもの」では「木育広場」が最も高い割合となっています。

・「町の育児相談等」「『ひなたぼっこ』『はっぴぃぽけっと』『げんきっこ』などの子育てひろば」「木育広場」では、「利用したことがあるもの」と「今後利用したいと思うもの」でそれぞれ 10 ポイント以上低くなっているため、利用状況と利用希望に大きな差が見られる原因を把握する必要があります。

・「利用したことがあるもの」と比較して「今後利用したいと思うもの」の割合が高い事業として、「町の教育相談室等」「ペアレントプログラム」「家庭教育に関する学級・講座」「図書館の乳幼児タイム、おはなし会」が挙げられます。また、「今後利用したいと思うもの」がすべての項目で 50%未満となっているため、広報等で子育て事業を周知し、利用促進に努める必要があります。（複数回答）

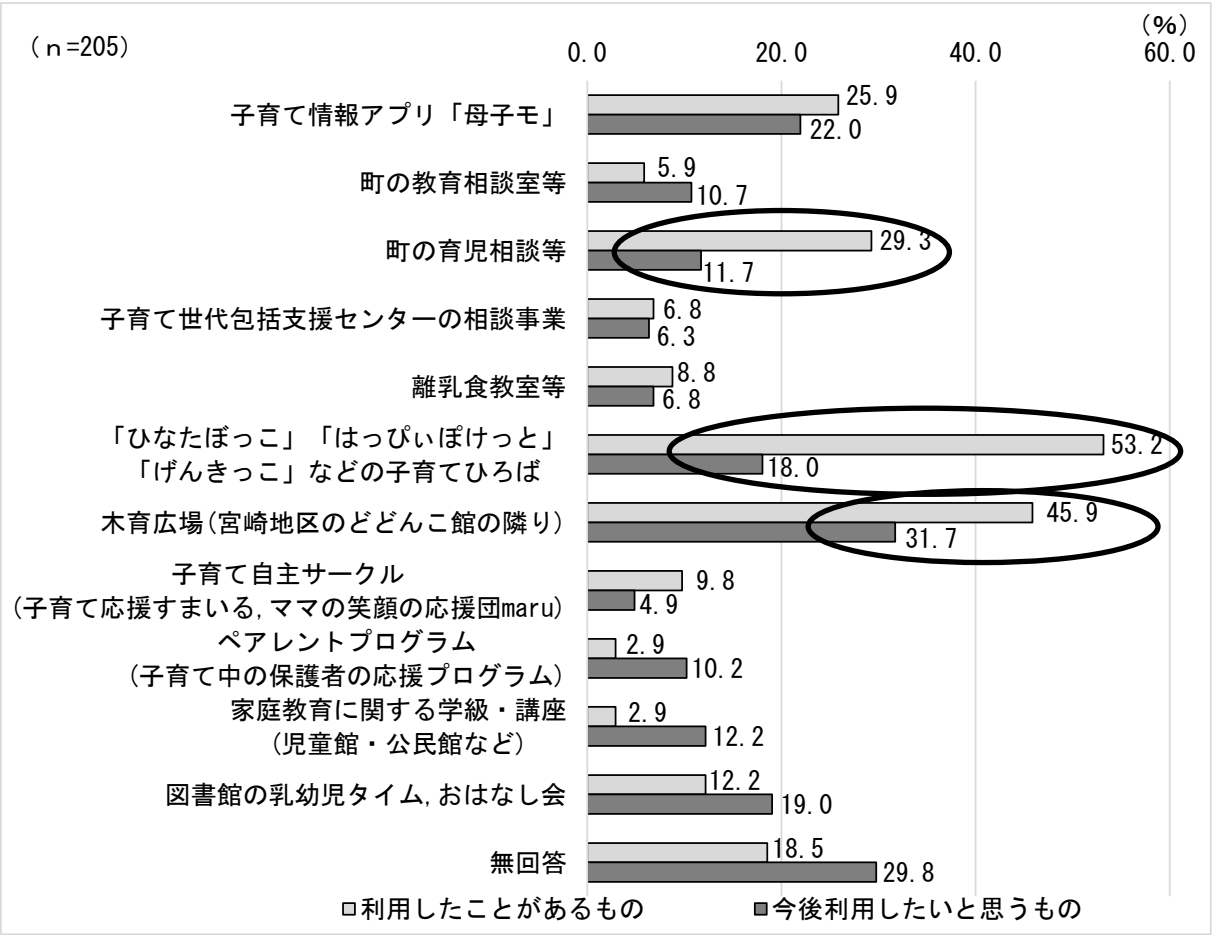

・子育て事業について、各地区とも「『ひなたぼっこ』『はっぴぃぽけっと』『げんきっこ』などの子育てひろば」が最も高い割合となっており、「木育広場」も比較的高い割合となっています。なお、利用したことがあるものを居住地区別でみると、「小野田地区」「宮崎地区」では「町の教育相談室等」「子育て世代包括支援センターの相談事業」「家庭教育に関する学級・講座」の該当者がみられませんでした。（複数回答）

		合計	問17 利用したことがあるもの											
			子育て情報アプリ「母子モ」	町の教育相談室等	町の育児相談等	子育て世代包括支援センターの相談事業	離乳食教室等	「ひなたぼっこ」「はっぴぃぽけっと」「げんきっこ」などの子育てひろば	木育広場（宮崎地区のどどんこ館の隣り）	子育て自主サークル（子育て応援すまいる，ママの笑顔の応援団ｍａｒｕ）	ペアレントプログラム（子育て中の保護者の応援プログラム）	家庭教育に関する学級・講座（児童館・公民館など）	図書館の乳幼児タイム，おはなし会	無回答
全体		205 100.0	53 25.9	12 5.9	60 29.3	14 6.8	18 8.8	109 53.2	94 45.9	20 9.8	6 2.9	6 2.9	25 12.2	38 18.5
問1 居住地区	中新田地区	133 100.0	42 31.6	10 7.5	48 36.1	10 7.5	12 9.0	67 50.4	53 39.8	13 9.8	3 2.3	5 3.8	13 9.8	24 18.0
	小野田地区	33 100.0	7 21.2	0 0.0	6 18.2	0 0.0	3 9.1	22 66.7	20 60.6	3 9.1	2 6.1	0 0.0	5 15.2	7 21.2
	宮崎地区	25 100.0	2 8.0	0 0.0	3 12.0	0 0.0	1 4.0	18 72.0	16 64.0	4 16.0	0 0.0	0 0.0	4 16.0	2 8.0
	その他（他市町村）	14 100.0	2 14.3	2 14.3	3 21.4	4 28.6	2 14.3	2 14.3	5 35.7	0 0.0	1 7.1	1 7.1	3 21.4	5 35.7

・子育て事業について、今後利用したいと思うものを居住地区別でみると、すべての地区で「木育広場」が最も高い割合となっています。また、「子育て情報アプリ『母子モ』」も高い割合となっています。

・「中新田地区」を除いた地区では、「子育て自主サークル」の該当者がみられませんでした。（複数回答）

		合計	問18 今後利用したいと思うもの											
			子育て情報アプリ「母子モ」	町の教育相談室等	町の育児相談等	子育て世代包括支援センターの相談事業	離乳食教室等	「ひなたぼっこ」「はっぴぃぽけっと」「げんきっこ」などの子育てひろば	木育広場（宮崎地区のどどんこ館の隣り）	子育て自主サークル（子育て応援すまいる，ママの笑顔の応援団ｍａｒｕ）	ペアレントプログラム（子育て中の保護者の応援プログラム）	家庭教育に関する学級・講座（児童館・公民館など）	図書館の乳幼児タイム，おはなし会	無回答
全体		205 100.0	45 22.0	22 10.7	24 11.7	13 6.3	14 6.8	37 18.0	65 31.7	10 4.9	21 10.2	25 12.2	39 19.0	61 29.8
問1 居住地区	中新田地区	133 100.0	30 22.6	19 14.3	17 12.8	10 7.5	11 8.3	22 16.5	36 27.1	10 7.5	14 10.5	20 15.0	24 18.0	43 32.3
	小野田地区	33 100.0	10 30.3	1 3.0	3 9.1	1 3.0	2 6.1	7 21.2	13 39.4	0 0.0	3 9.1	3 9.1	9 27.3	8 24.2
	宮崎地区	25 100.0	2 8.0	1 4.0	2 8.0	0 0.0	1 4.0	7 28.0	11 44.0	0 0.0	2 8.0	0 0.0	2 8.0	7 28.0
	その他（他市町村）	14 100.0	3 21.4	1 7.1	2 14.3	2 14.3	0 0.0	1 7.1	5 35.7	0 0.0	2 14.3	2 14.3	4 28.6	3 21.4

・子育てをするなかで有効な支援・対策を加美町の子育てのしやすさ別でみると、「そう思う」「あまりそう思わない」では「仕事と家庭生活の両立」、「ある程度そう思う」では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「そう思わない」では「地域における子育て支援の充実」と「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も高い割合となっており、子育てのしやすさによって必要だと思われる支援や対策に違いがみられます。（複数回答）

		合計	問53 子育てをする中で有効な支援・対策														
			地域における子育て支援の充実	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実	妊娠・出産に対する支援	乳児の育児に対する支援	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	仕事と家庭生活の両立	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	特別な支援を要する児童への支援	特別な支援を要する児童のための療育施設の設置	不妊治療費等の助成	その他	無回答
全体		205	79	50	16	37	32	24	52	81	99	19	8	6	12	6	9
		100.0	38.5	24.4	7.8	18.0	15.6	11.7	25.4	39.5	48.3	9.3	3.9	2.9	5.9	2.9	4.4
問54 加美町は子育てしやすいまちか	そう思う	23	8	7	3	3	4	3	3	6	14	3	1	1	3	0	0
		100.0	34.8	30.4	13.0	13.0	17.4	13.0	13.0	26.1	60.9	13.0	4.3	4.3	13.0	0.0	0.0
	ある程度そう思う	116	43	32	6	21	20	14	31	52	51	11	5	3	5	4	3
		100.0	37.1	27.6	5.2	18.1	17.2	12.1	26.7	44.8	44.0	9.5	4.3	2.6	4.3	3.4	2.6
	あまりそう思わない	50	22	8	6	10	5	7	15	17	29	5	0	1	4	2	2
		100.0	44.0	16.0	12.0	20.0	10.0	14.0	30.0	34.0	58.0	10.0	0.0	2.0	8.0	4.0	4.0
	そう思わない	13	6	3	1	3	3	0	3	6	5	0	2	1	0	0	1
		100.0	46.2	23.1	7.7	23.1	23.1	0.0	23.1	46.2	38.5	0.0	15.4	7.7	0.0	0.0	7.7

・子育てをする中で有効な支援・対策を居住地区別でみると、町内の 3 地区とも「仕事と家庭生活の両立」が最も高い割合となっていますが、「小野田地区」では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「宮崎地区」では「地域における子育て支援の充実」、「その他（他市町村）」では「保育サービスの充実」も高い割合となっています。（複数回答）

		合計	問53 子育てをする中で有効な支援・対策														
			地域における子育て支援の充実	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実	妊娠・出産に対する支援	乳児の育児に対する支援	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	仕事と家庭生活の両立	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	特別な支援を要する児童への支援	特別な支援を要する児童のための療育施設の設置	不妊治療費等の助成	その他	無回答
全体		205	79	50	16	37	32	24	52	81	99	19	8	6	12	6	9
		100.0	38.5	24.4	7.8	18.0	15.6	11.7	25.4	39.5	48.3	9.3	3.9	2.9	5.9	2.9	4.4
問1 居住地区	中新田地区	133	49	31	11	23	18	13	37	51	67	16	5	5	9	5	7
		100.0	36.8	23.3	8.3	17.3	13.5	9.8	27.8	38.3	50.4	12.0	3.8	3.8	6.8	3.8	5.3
	小野田地区	33	13	10	3	7	5	2	9	16	16	3	2	0	1	1	1
		100.0	39.4	30.3	9.1	21.2	15.2	6.1	27.3	48.5	48.5	9.1	6.1	0.0	3.0	3.0	3.0
	宮崎地区	25	12	3	1	4	6	5	4	10	12	0	0	1	2	0	1
		100.0	48.0	12.0	4.0	16.0	24.0	20.0	16.0	40.0	48.0	0.0	0.0	4.0	8.0	0.0	4.0
	その他（他市町村）	14	5	6	1	3	3	4	2	4	4	0	1	0	0	0	0
		100.0	35.7	42.9	7.1	21.4	21.4	28.6	14.3	28.6	28.6	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0

・公園等の利用について、「身近な場所にあって気軽に利用できる公園がよい」が 44.9%と最も割合が高く、次いで「天候に左右されずに遊べる屋内施設がよい」が 43.9%、「町内に充実した公園が 1 つあればよい」が 9.3%となっています。

・公園等の利用を居住地区別でみると、「中新田地区」と「その他（他市町村）」では「身近な場所にあって気軽に利用できる公園がよい」、「小野田地区」と「宮崎地区」では「天候に左右されずに遊べる屋内施設がよい」が最も高い割合となっており、居住地区によって公園等の施設の利用に対するニーズの違いがみられます。（単数回答）

		合計	問19 公園等の利用について				
			身近な場所にあって気軽に利用できる公園がよい	町内に充実した公園が一つあればよい	天候に左右されずに遊べる屋内施設がよい	公園等はなくてもよい	無回答
全体		205 100.0	92 44.9	19 9.3	90 43.9	1 0.5	3 1.5
問1 居住地区	中新田地区	133 100.0	61 45.9	13 9.8	56 42.1	0 0.0	3 2.3
	小野田地区	33 100.0	13 39.4	3 9.1	17 51.5	0 0.0	0 0.0
	宮崎地区	25 100.0	10 40.0	1 4.0	13 52.0	1 4.0	0 0.0
	その他（他市町村）	14 100.0	8 57.1	2 14.3	4 28.6	0 0.0	0 0.0

・ファミリー・サポート・センターの利用希望を子どもの人数別でみると、「1 人」では「利用しない」、「2 人」「3 人」「4 人」では「利用したい」が最も高い割合となっており、子どもの人数が多くなるほど需要が高くなる傾向がみられます。（単数回答）

		合計	問20 ファミリー・サポート・センターがあったら利用したいか		
			利用したい	利用しない	無回答
全体		205 100.0	111 54.1	91 44.4	3 1.5
問4 子どもの人数	1人	54 100.0	25 46.3	28 51.9	1 1.9
	2人	99 100.0	56 56.6	42 42.4	1 1.0
	3人	40 100.0	23 57.5	16 40.0	1 2.5
	4人	12 100.0	7 58.3	5 41.7	0 0.0
	5人以上	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

（３）ヤングケアラーについて

■未就学児

・ヤングケアラーと思われる人への対応について、「本人に様子を聞く」が 35.1%と最も割合が高く、次いで「わからない」が 28.3%、「関係機関に相談する」が 26.8%となっています。

・ヤングケアラーと思われる人への対応をヤングケアラーの認知度別でみると、「言葉も内容も知っている」では「本人に様子を聞く」、「言葉は聞いたことがある」では「本人に様子を聞く」「家族、知人、友人に相談する」「わからない」、「知らない」では「わからない」が最も高い割合となっており、ヤングケアラーの認知度と対応に差がみられます。（複数回答）

		合計	問70 周りにヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応							
			本人に様子を聞く	家族、知人、友人に相談する	先生や部活の顧問等に相談する	関係機関に相談する	何もしない	わからない	その他	無回答
全体		205 100.0	72 35.1	54 26.3	29 14.1	55 26.8	8 3.9	58 28.3	2 1.0	6 2.9
問69 ヤングケアラーという言葉について	言葉も内容も知っている	139 100.0	57 41.0	39 28.1	24 17.3	45 32.4	3 2.2	34 24.5	2 1.4	1 0.7
	言葉は聞いたことがある	28 100.0	8 28.6	8 28.6	1 3.6	6 21.4	3 10.7	8 28.6	0 0.0	1 3.6
	知らない	33 100.0	6 18.2	6 18.2	4 12.1	4 12.1	2 6.1	15 45.5	0 0.0	1 3.0

・「子どもの権利」について、「名前も内容も知っている」が 42.9%と最も割合が高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」が 38.5%、「知らなかった」が 17.1%となっています。

・「子どもの権利」についてヤングケアラーの認知度別でみると、「言葉も内容も知っている」では「名前も内容も知っている」、「言葉は聞いたことがある」では「名前は知っているが内容は知らなかった」、「知らない」では「名前は知っているが内容は知らなかった」と「知らなかった」が最も高い割合となっており、ヤングケアラーと子どもの権利の認知度に相関性がみられます。（単数回答）

		合計	問71 「子どもの権利」について			
			名前も内容も知っている	名前は知っているが内容は知らなかった	知らなかった	無回答
全体		205 100.0	88 42.9	79 38.5	35 17.1	3 1.5
問69 ヤングケアラーという言葉について	言葉も内容も知っている	139 100.0	72 51.8	52 37.4	15 10.8	0 0.0
	言葉は聞いたことがある	28 100.0	7 25.0	13 46.4	8 28.6	0 0.0
	知らない	33 100.0	9 27.3	12 36.4	12 36.4	0 0.0

第８節　第２期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

第 2 期子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の提供、各事業の実績は以下のとおりです。

（１）教育・保育の提供

すべての区分において、利用実績に対する定員枠は確保されています。

■認定区分ごとの実績（令和 6 年度（2024））

区　分	定員	実績	過不足
１号認定	173 人	81 人	92
２号認定	302 人	237 人	65
３号認定（0 歳児）	61 人	24 人	37
３号認定（1・2 歳児）	233 人	147 人	86

（２）地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業（幼稚園型）、病児保育事業（体調不良児対応型）の利用者は定員数に対し実績が上回りました。一方、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（幼稚園型以外）では、定員・か所数を下回る結果となっています。

■地域子ども・子育て支援事業の実績（令和 6 年度（2024））

区　分		定員・か所数	実績	過不足
①延長保育事業		120 人	132 人※	12
②放課後児童健全育成事業		320 人	362 人	62
③子育て短期支援事業		—	延べ 27 人※	—
④地域子育て支援拠点事業	実施か所	4 か所	3 か所※	1
	利用者数	延べ 4,200 人	延べ 1,170 人※	3,030
⑤一時預かり事業	幼稚園型	延べ 6,600 人	延べ 9,469 人※	2,869
	幼稚園型以外	延べ 360 人	延べ 55 人※	305
⑥病児保育事業（体調不良児対応型）		延べ 800 人	延べ 2,264 人※	1,464
⑦ファミリー・サポート・センター事業		—	—	未実施
⑧利用者支援事業		2 か所	2 か所	0
⑨妊婦健康診査事業		—	延べ 839 回※	—
⑩乳児家庭全戸訪問事業		—	78 人※	—
⑪養育支援訪問事業		—	40 人※	—

※令和 5 年度（2023）の実績
※①延長保育事業は延人数を 12 か月で割って算出

第９節　本町のこども・子育て支援に向けた方向性の整理

本町の現況及びこども･子育てを取り巻く環境を踏まえ、これからのこども･子育て支援における方向性を以下のとおり整理しました。

（１）母子の健康確保に対する取り組み

母子手帳交付後の相談継続や産後ケア事業など、妊娠から出産後の切れ目のない支援体制が必要となります。生涯を通じた健康の出発点である母子の健康に対する取り組みへの周知、強化が求められます。

（２）教育・保育環境の整備

家庭環境の変化や幼児教育･保育の無償化などにより、教育･保育サービスのニーズが高まっています。また、教育･保育サービスを提供するにあたり、人材の確保や施設の統廃合について課題となっており、ニーズに対応できる体制づくりが求められています。

実態に即したニーズの把握に努めつつ、計画的な教育･保育サービスの提供体制の確保、整備を図っていく必要があります。

（３）多様な暮らし方に対応した保育環境の整備

一時預かりの利用実績は増加傾向が続き、延長保育事業も一定の利用実績があり、住民の暮らし方の変化・多様化に伴い、保育サービスの利用にも変化がみられます。

土曜、日曜の保育ニーズや、病児保育事業、一時預かり等の利用意向が一定数あり、今後、多様化する生活や働き方に対応した保育サービスを検討する必要があります。

（４）子育てしやすい環境づくり

「本町は子育てしやすいと思う」と感じる方が 7 割程度みられる一方、「本町は子育てしやすいと思わない」と感じる保護者が 3 割程度みられ、子育て世帯が住みやすいよう居住環境の整備を進める必要があります。また、整備された公園や屋内で遊べる施設を求める声が多いため、安心して楽しめる遊びの場の提供を進める必要があります。

（５）仕事と家庭生活の両立

共働き世帯や女性就業人口の増加、核家族化により、仕事と家庭生活の両立が難しいと感じる方が多くみられます。

子育てをしながらでも安心して働くことができるよう、環境づくりを行う必要があります。

（６）経済的な負担を軽減する支援

子育て中に経済的な不安を感じる方の割合が比較的高く、育児への経済的支援が求められています。

相談体制の充実や事業の周知を行い、経済的負担の軽減を図る必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　基本理念

本町では、「総合計画」で定める将来に向かい目指すべき姿として「住民満足度 100 パーセント、日本一の加美町」と設定し、自然環境や教育、子育て、産業などあらゆる分野の施策により一層取り組み、住民が「加美町に住んで良かった」「加美町で子育てしたい」と思えるような、活力があり魅力的なまちづくりを目指しています。

第 2 期計画では、「子ども・子育て応援社会の実現～子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり～」を基本理念として、こどもが健やかに育つ環境づくり、子育てをする家庭が安心して暮らせる地域づくりを目指しており、それは社会情勢が変化した今でもかわらず持ち続けるべき理念であると考えます。

上記を踏まえ、本計画では、「子ども」の表記を「こども」に変更し、引き続き「こども・子育て応援社会の実現～こどもを安心して生み育て、こどもが健やかに育つまちづくり～」を基本理念とし、地域住民と行政が一体となって地域全体でこどもと子育てを支えるまちづくりを推進します。

こども・子育て応援社会の実現

～こどもを安心して生み育て、こどもが健やかに育つまちづくり～

誰もがずっと健やかに暮らせるまち
安心して快適に暮らせるまち
本当の学びを得られるまち

こども・子育て応援社会の実現

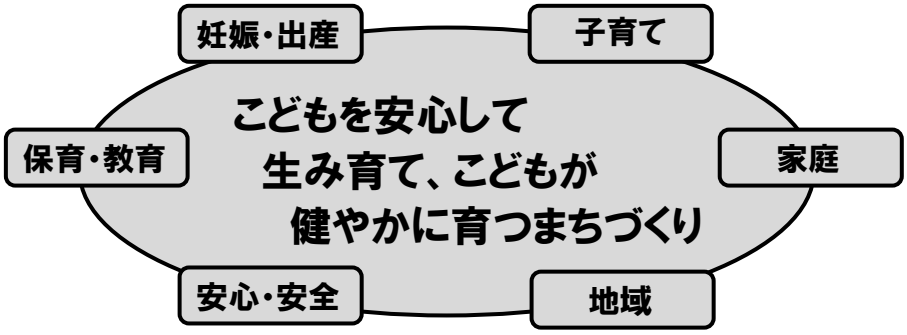

第２節　基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の 5 つの基本目標を設定し、それらを柱としてこども・子育て支援に関する各施策を展開していきます。

基本目標１：妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、母子の健康確保に努めます。また、こどもの成長において、乳児期、幼児期、学童期における心身の健全な発達が実現されるよう環境を整備します。

基本目標２：こどもが健やかに成長できる環境整備の推進

成長に応じた教育･保育サービス提供の充実を図ります。また、子育て家庭の多様なニーズに応えるために、地域子育て支援事業を中心に、地域のニーズに応じた切れ目のない子育て支援を質・量両面にわたり総合的に推進します。

基本目標３：支援を要する児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

支援を必要とするこどもや家庭の把握を行い、地域と関係機関で連携して、適切な支援につなげられるよう取り組みを推進します。

また、児童虐待を防止するために、体制整備の強化や早期発見・早期対処に努めます。

基本目標４：地域における子育ての支援

子育て家庭への情報提供や相談体制づくりを進めるとともに、地域のこどもを地域で育むことにより、こどもたちが豊かな心、健やかな体を育むことができるよう、社会全体でこどもを健全に育成できる環境や仕組みづくりを推進します。

基本目標５：子育てにやさしい環境づくり

若者や子育て世帯が定住できるよう、住環境の整備を図るとともに、子育て家庭が安全で安心して子育てできる生活環境づくりを推進します。

また、子育てと仕事･社会生活とのバランスが保てるよう、働きやすい職場環境づくりを促進します。

第３節　計画の体系

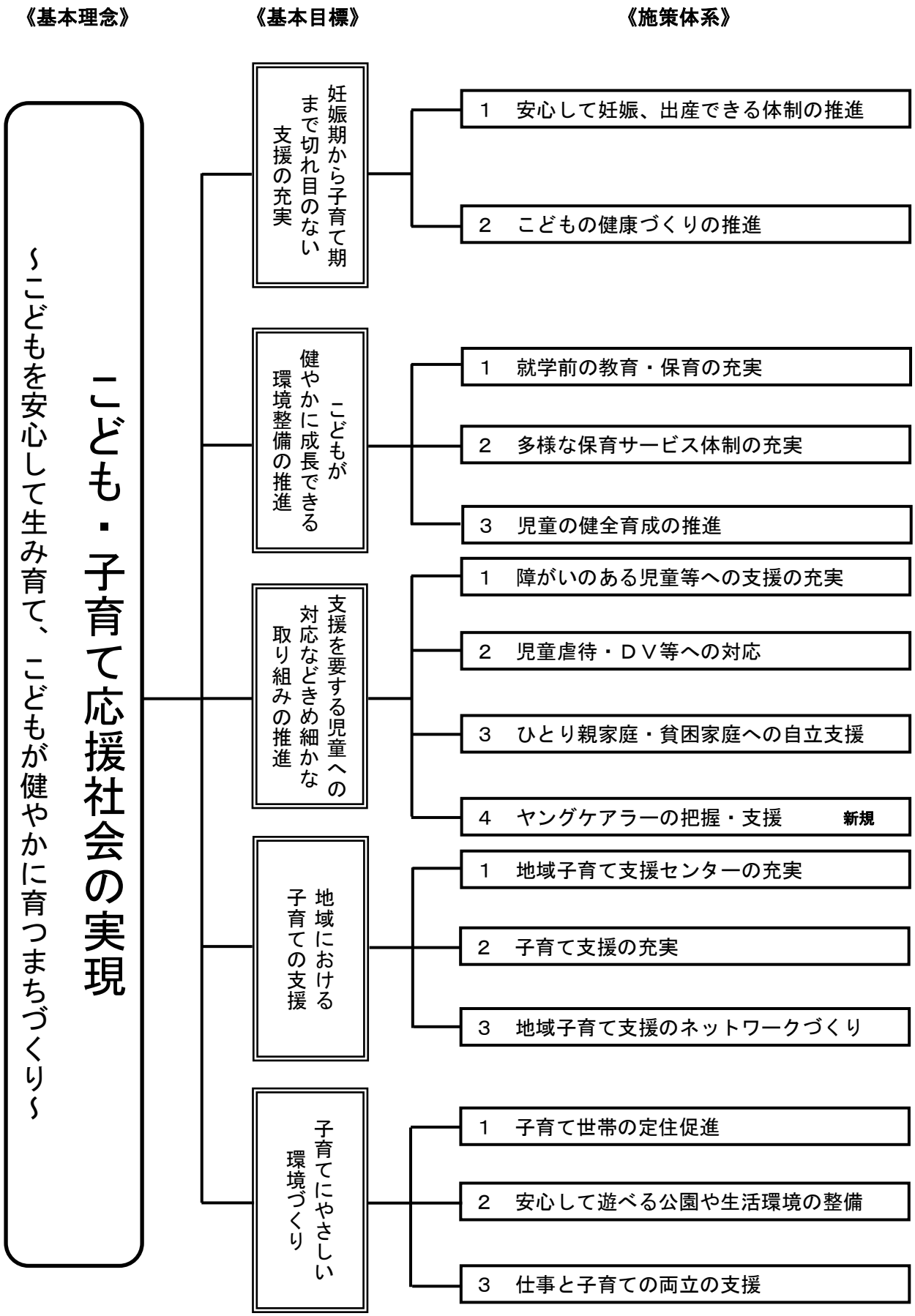
《基本理念》
《基本目標》
《施策体系》
こども・子育て応援社会の実現
～こどもを安心して生み育て、こどもが健やかに育つまちづくり～
妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実
1　安心して妊娠、出産できる体制の推進
2　こどもの健康づくりの推進
こどもが健やかに成長できる環境整備の推進
1　就学前の教育・保育の充実
2　多様な保育サービス体制の充実
3　児童の健全育成の推進
支援を要する児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
1　障がいのある児童等への支援の充実
2　児童虐待・ＤＶ等への対応
3　ひとり親家庭・貧困家庭への自立支援
4　ヤングケアラーの把握・支援　新規
地域における子育ての支援
1　地域子育て支援センターの充実
2　子育て支援の充実
3　地域子育て支援のネットワークづくり
子育てにやさしい環境づくり
1　子育て世帯の定住促進
2　安心して遊べる公園や生活環境の整備
3　仕事と子育ての両立の支援

第４章　基本施策と事業の展開

基本目標１　妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実

第１節　安心して妊娠、出産できる体制の推進

（１）安心して妊娠、出産できる体制の推進

妊婦健康診査の助成、妊婦歯科健康診査の実施等により、心と体の健康を維持し、安心して妊娠、出産ができる体制を構築します。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
母子健康手帳の交付	妊産婦及び乳幼児の保健管理の向上を図るために、母子健康手帳を交付します。	こども家庭センター	交付率：85% （妊娠 11 週以内）
妊婦健康診査の助成	妊婦健康診査の受診率向上を図り、病気や異常の早期発見と適切な保健指導に努めます。	こども家庭センター	受診率：93% （11 回目の 妊婦健康診査）
妊婦歯科健康診査	妊娠中の歯周病やむし歯を予防するために妊婦歯科健康診査を行います。	こども家庭センター	受診率：50%
不妊検査費・不妊治療費の助成	医師が認める不妊検査、保険診療と組み合わせて実施された不妊治療費の一部を助成します。	こども家庭センター	継続実施
新生児聴覚検査助成	新生児聴覚スクリーニング検査を受けるにあたり、5,000 円の助成を行います。	こども家庭センター	利用率：100%
産婦及び 1 か月児健康診査助成	産婦健診（産後 2 週間頃と産後 1 か月頃）にそれぞれ 5,000 円、1 か月児健康診査 3,000 円の助成を行います。	こども家庭センター	産婦 2 週間健診利用率 ：100% 1 か月児健診利用率 ：100%
産前産後サポート	産前・産後の母親に対して、母体のケアや育児に対する情報提供を行い、課題の解消や育児不安の軽減を図るため、毎月それぞれ 1 回ずつ、かみこっこ教室を開催します。	こども家庭センター	産前参加率：30% （参加数/母子手帳交付数） 産後参加率：30% （参加数／出生数）
産後ケア	産後の母体のケアや育児不安の軽減などのために、産科医療機関にデイサービス、ショートステイ、訪問を委託し、助産師による支援を実施します。	こども家庭センター	事業の認知度：80% （4 か月健診時 アンケート） 利用件数の増加

（２）妊産婦への保健指導等の充実

母子手帳交付時に、保健師及び栄養士による保健指導等を実施します。また、出産後は乳児家庭全戸訪問事業等を通じてきめ細かな支援を行います。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
母子健康手帳交付者保健指導	母子健康手帳の交付時に、母子の健康に関する適切な情報提供や相談など、必要に応じて保健指導を行います。	こども家庭センター	実施率：100%
産婦・新生児訪問指導	妊産婦並びに新生児の健康の保持及び異常の早期発見と出産やその後の育児不安を解消するために、保健師や栄養士による訪問指導を行います。	こども家庭センター	実施率：100%
乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）	民生児童委員による生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭の訪問事業を実施します。	こども家庭センター	事業の周知を図りながら、継続して実施
養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問を通じて、養育支援を必要とする家庭の早期発見に努め、支援が必要なケースには様々な専門スタッフによるきめ細かな支援を行います 。	こども家庭センター	事業の周知を図りながら、継続して実施

（３）乳幼児健康診査の充実

適正な月齢、年齢時期に健診、育児相談等の実施により、乳幼児の発育・発達の支援を図ります。また、未受診者に対しては、はがきや電話連絡などにより受診勧奨を行っています。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
乳幼児健診（4 か月児・1 歳 6 か月児・2 歳 6 か月児・3 歳児）	心身ともに健やかなこどもが育つよう医師、保健師、栄養士による健診、相談等を充実し、乳幼児の発育・発達の支援を図ります。 また、乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、障がいの早期発見に努めるとともに、育児不安の解消や情報提供の充実を図ります。	こども家庭センター	受診率：100%
7 か月児育児相談		こども家庭センター	参加率：100%
子育て世代支援検討会議	支援が必要な方に対して、関係機関と連携を図り、必要な育児の支援につなげます。	こども家庭センター	月 1 回開催
親子のふれあい	乳幼児健診や相談場面において、ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなどを取り入れ、親子のスキンシップを図ります。	こども家庭センター	実施率：100%（4 か月、7 か月、1 歳半、3 歳半）
乳児一般健康診査	乳幼児の健康の保持増進を図り、疾病や発育発達及び育児環境上の問題を早期発見し、適切な支援を行うため実施します。	こども家庭センター	2 か月利用率：100% 8 か月利用率：95%

第２節　こどもの健康づくりの推進

（１）こどもの健康づくりの推進

健康教室やこどものスポーツ活動の充実を図ることにより、こどもの心と体の健康づくりにつなげます。また、歯科健診、歯磨き指導を通じて、むし歯予防に取り組みます。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
健康教室	こどもたちの心身の健全な発育発達と保護者や家庭の健康づくりを推進することを目的に、保育所・認定こども園・幼稚園・学校で、健康教室を実施します。	保険健康課 こども家庭センター	年 10 回
歯科健診、歯磨き指導	こどもの歯科健診や歯科衛生士による歯磨き指導、保育所や学校などでの保健指導を充実し、むし歯予防を推進していきます。	こども家庭センター	夜の仕上げ磨き 実施率：100% （3 歳児健診時）
		教育総務課	小・中学校での 給食後の歯磨き 実施率：100%
子どものスポーツ活動の推進	学校における運動部活動等のスポーツ環境や地域のスポーツ活動の充実を図ります。	生涯学習課	事業の継続実施

（２）食育の推進

生涯にわたり健全な食生活を実践できるために、食の学習・体験の機会を提供します。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
食育教室	未就学児や小・中学生及びその保護者を対象に、調理体験などをとおして、楽しく食べる環境の必要性や健康づくりのための食育推進を図っていきます。	こども家庭センター	放課後児童クラブ対象 実施率：100%
加美町地場産給食	安全安心な学校給食の提供のため、加美町産食材の使用割合の増加を目指します。	農林課 教育総務課	統一献立の日 ：年 1 回 地場産食材利用率の増加
親子料理教室	調理体験をとおして、こどもや保護者に望ましい食習慣の習得を推進します。	こども家庭センター	年 4 回

（３）感染症予防の推進

各種予防接種を適切に実施することにより、伝染のおそれのある疾病の発生やまん延の予防につなげます。また、予防接種の進行などが病院任せにならないよう、正確な情報の提供に努めます。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生やまん延を予防するため、予防接種法及び結核予防法に基づいて予防接種事業を推進します。また、予防接種に関する正しい情報提供、感染症予防についての普及・啓発に努めます。	保険健康課	接種率：100% （MR1 期）
感染症予防の普及啓発		保険健康課	年 2 回広報紙等での啓発

（４）小児医療の情報提供

親子が安心して暮らせるよう、地域における小児医療対応病院の情報を提供します。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
予防接種	こどもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるように、小児医療を実施している病院等の把握と、診療可能な機関に関する情報提供を充実します。	保険健康課	お盆・年末年始の休診情報の提供

（５）思春期保健対策の充実

思春期にあたる児童・生徒の健康管理のため、学校や関係団体と連携し、相談・指導体制の整備、充実に努めます。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
養護部会との連携会議	思春期にあたる児童・生徒の健康管理を推進するため、心身に関する問題や学校及び家庭生活に関する問題について、学校や各種団体と連携し、問題解決、相談・指導体制の整備に努めます。	教育委員会	事業の継続実施
		こども家庭センター	年 1 回
学校保健委員会との連携		こども家庭センター	小学校　8 校／8 校 （現状：鳴小未実施） 中学校　2 校／2 校

基本目標２　こどもが健やかに成長できる環境整備の推進

第１節　就学前の教育・保育の充実

（１）就学前の教育・保育の充実

地域における教育･保育ニーズに応じた提供体制を確保するため、保育所、幼稚園、認定こども園等の整備、充実を図ります。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
教育・保育サービスの提供	就学前の教育・保育ニーズに対応した教育・保育サービスの充実を図るとともに、待機児童の解消に努めます。 保育所･幼稚園･認定こども園の連携･交流により、幼児教育の一層の振興を図ります。	こども家庭課	保育の適正利用について周知を図り、事業を継続して実施
認定こども園の整備・拡充	認定こども園への移行を希望する幼稚園がある場合には、地域の実情を勘案し、円滑な教育･保育サービスが図れるよう柔軟に対応し、認定こども園の整備･拡充を図ります。 保育所・幼稚園・認定こども園の連携・交流により、幼児教育の一層の振興を図ります。	こども家庭課	事業の周知を図りながら、継続して実施
地域交流・異年齢児交流	こどもの健やかな成長のために､保育所や幼稚園での地域の人たちとの交流を推進します｡また､地域や年齢を超えての交流を促進します。	生涯学習課	交流会等事業の継続実施

第２節　多様な保育サービス体制の充実

（１）多様な保育サービス体制の充実

暮らし方の変化･多様化に伴う保育ニーズに対応するため､各保育サービスの体制整備、充実に努めます。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
延長保育	保護者の就業形態の多様化や通勤時間に対応するため、保育所において延長保育を実施します。	こども家庭課	事業の適正な利用について周知しながら、継続実施
一時預かり保育	保護者の疾病などの緊急時に、一時的にこどもの保育ができない家庭を支援するため、保育所や認定こども園での一時預かり保育を実施します。	こども家庭課	事業の適正な利用について周知しながら、継続実施

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
病児保育事業	病児保育事業は、病気にかかっている児童、または病気の回復期にあるが、集団保育が困難と医師が診断した児童を保育する事業です。 また、保育施設において体調不良となった児童を、保護者が対応可能になるまで、一時的に保育所に設置された専用スペースで看護します。	こども家庭課	事業の継続実施
地域型保育	保育を必要とする乳児・幼児（原則として 3 歳未満。）を対象にした地域型保育事業を推進します。	こども家庭課	事業の継続実施
特別支援保育 （さぽ～と保育）	医療的ケアを必要とする･発達に心配がある･心身の障がいがある等の特別な支援が必要なこどもに対して、一人ひとりの発達を支援し、他のこどもとともに育ち合っていくことをサポートします。	こども家庭課	事業の継続実施

（２）保育サービスの質の向上

各種研修などの支援を行い、保育スタッフの質、専門性の向上を促進します。また、適正な評価を行い、サービスの質の向上につなげます。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
保育スタッフの研修	保育所保育指針、認定こども園教育･保育要領等を踏まえた保育の質と保育士の専門性の向上を図るため、研修場面を関係機関と連携して開催します。	こども家庭課 教育総務課	町内全施設を対象に年 1 回程度実施
子ども･子育て計画の評価による改善	保育サービスの質の向上を図るため、子ども・子育て計画の各種事業評価を行い、常に改善を図ります。	こども家庭課	年 1 回実施

（３）専門職の確保・拡充

安定した教育・保育サービス提供のため、関係機関と連携して幼稚園教諭、保育士等、専門職の確保に努めます。また、地域で子育て家庭を支援できるよう子育て経験者に対する働きかけを行います。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
幼稚園教諭や保育士の確保	ハローワーク等の関係機関と連携し、離職者も含め、幼稚園教諭免許や保育士資格を持つ人材の再就職に向けた情報提供に努めます 。	総務課	事業の周知を図りながら、継続して実施

第３節　児童の健全育成の推進

（１）こどもの居場所づくり

放課後のこどもの居場所として放課後児童クラブを実施しています。

また、こどもが自宅以外で休日にいることのできる場所として、町内にある施設を活用し、こどもの居場所づくりの整備を推進します。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が就労等により日中家庭にいない児童を対象に、放課後に児童館、公共施設、学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。	こども家庭課	事業の継続実施
放課後児童対策パッケージ	次代を担う人材育成のため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう計画的な推進に努めます。 定年退職者や、主婦、ＮＰＯ法人など地域の多様な人材に働きかけ、指導員、コーディネーター（支援員）の人材確保を図ります。また、指導員のスキルアップのため関係機関と連携して研修場面を設定します。	こども家庭課	事業の継続実施

（２）家庭教育への支援

家庭教育への支援として、家庭教育学級講座の実施や、地域で子育てやこどもの活動を支援したいと考えている方の活用の促進を図ります。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
家庭教育学級講座	公民館事業として、こどもが心身ともに健やかに育つための家庭教育講座・学級を開催します。	生涯学習課	講座等事業の継続実施
子どもの健全育成に関する人材登録	町内で行われている各種生涯学習活動のなかで、子育てやこどもの活動を支援したいと考えている人材を登録し、活用の促進を図ります。	こども家庭課	事業の周知を図りながら、継続して実施
ペアレントプログラムの継続	子育て中の保護者がこどもの特性を知り、関わり方を工夫することで、こどもの発達にプラス効果をもたらすための講座を開催します。	こども家庭センター	事業の継続実施

（３）青少年の健全育成

地域の関係機関と連携しながら非行防止啓発活動、夜間パトロールを通じて青少年の健全な育成につなげます。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
非行防止啓発活動	児童生徒が心身ともに健全に成長できるよう、非行防止啓発活動等において、地域の関係機関と連携しながら青少年健全育成活動を支援します。	危機対策課	事業の継続実施
夜間パトロール	青少年の非行防止活動として、防犯指導隊・安全安心パトロール隊を中心に警察と連携を図りながら、町内の主要施設等の夜間パトロールを実施します。	危機対策課	事業の継続実施

（４）多様な遊び・体験活動の充実

多様な遊び・体験活動の経験を通じて、こどもたちの豊かな情操や優しさなどを育みます。また、ジュニアリーダーの育成により子ども会活動の活性化につなげ、遊び文化の継承・発展を図ります。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
自然体験	公民館や加美町子ども会育成連合会と連携し、山や川などの自然環境を活用し、学校間や親子間のふれあいを育む事業を実施します。	生涯学習課	キャンプ等事業の継続実施
ジュニアリーダーの育成	遊び文化の継承・発展を図るため、子ども会等で体を使った遊びを指導するジュニアリーダーを育成します。	生涯学習課	新規会員 年 3 名以上
文化活動	こどもたちの豊かな情操や優しさなどを育むため、自然体験活動や文化活動など町の地域資源を活用した事業を推進します。	生涯学習課	町の地域資源を活用した事業の拡充

（５）文化活動の推進

豊かな想像力、人間性を育むため、ボランティアによる読み聞かせや読書活動を推進します。また、青少年の豊かな人間形成を図るため、優れた芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供します。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
子ども読書活動の推進	こどもの豊かな人間性を育むため、学校図書室などの図書の充実を図るとともに、読み聞かせ事業等をとおしてこどもたちに本の楽しさや大切さを理解してもらう取り組みを進めます。	図書館	事業の周知を図りながら、継続して実施
図書館ボランティア	図書館で、ボランティア団体によるお話会・読み聞かせなどの事業を展開します。	図書館	事業の周知を図りながら、継続して実施
芸術文化鑑賞等機会の拡充	バッハホール等の公共施設等を活用して、こどもたちが音楽や演劇等の優れた芸術文化を身近に鑑賞できる取り組みや、自らも発表する機会の拡充を行います。	生涯学習課	事業の周知を図りながら、継続して実施

（６）開かれた学校づくり

地域に開かれた学校づくりを目指し、地域の方と連携して総合的な学習や行事等を行うことで、学校の活性化を図ります。

また、地域の多様な世代との交流を通じて、こどもたちの社会性や豊かな感性を育むとともに、地域の絆を深めるきっかけづくりとなるよう、地域活動や世代交流活動の推進を図ります。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
地域人材の活用	地域に開かれた学校づくりを目指しながら、地域の人材を教科学習、総合的な学習及び行事等に活用することで学校の活性化を図り、地域の人々と連携した学校づくりを推進します。	生涯学習課	事業の周知を図りながら、継続して実施
小・中学校での世代間交流	豊かな感性や地域の絆を深めるため、小・中学校において、児童・生徒と地域社会との交流事業を推進します。	教育総務課	事業の周知を図りながら、継続して実施

基本目標３　支援を要する児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

第１節　障がいのある児童等への支援の充実

（１）障がいのある児童等への支援の充実

障がいのある児童や家族が地域で必要な支援を受けられるよう、各種サービス、支援の充実を図ります。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
在宅サービス（各種障害福祉サービス）	障がい児の生活支援の観点から、在宅サービスや相談体制の充実を図ります。	高齢障がい福祉課	事業の周知を図りながら、継続して実施
障害児福祉手当支給	在宅の重度障がい児で、日常生活が著しく制限され介護を必要とする状態の家庭に障害児福祉手当を支給します。	高齢障がい福祉課	事業の周知を図りながら、継続して実施
特別児童扶養手当支給	心身に障がいを有する方または知的障害を有する20歳未満の児童を監護されている方に特別児童扶養手当を支給します。	こども家庭課	事業の周知を図りながら、継続して実施
自立支援医療（育成医療）給付	身体に障がいのある児童に、その身体障害を除去、軽減するために必要な医療の給付を行います。	高齢障がい福祉課	事業の周知を図りながら、継続して実施
保育所等訪問支援	保育所などを利用中または今後利用予定のある障がい児が、保育所などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、訓練の実施や訪問先施設のスタッフへの支援方法等の指導等を行います。	高齢障がい福祉課	事業の周知を図りながら、継続して実施
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や作業活動などにより自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進します。	高齢障がい福祉課	事業の周知を図りながら、継続して実施
児童発達支援	身近な地域で、質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供します。障がい児の家族を対象とした支援や、保育所などの障がい児を預かる施設の援助などにも対応します。	高齢障がい福祉課	事業の周知を図りながら、継続して実施

第２節　児童虐待・ＤＶ等への対応

（１）児童虐待防止の推進

児童虐待の未然防止のため、関係機関での情報共有の推進、児童家庭相談支援員の体制強化及び専門性の向上等充実を図ります。

また、子育て支援・児童虐待防止対策実務者会議の開催等により、町と関係機関と地域が一体となって、支援を必要とするこどもや妊婦の把握、虐待の早期発見、早期対処につなげます。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
子ども虐待防止ネットワーク	こどもの虐待を防止するために、地域、関係機関と連携を図り、虐待の防止対策に努めます。	こども家庭センター	関係機関との連携を強化し継続実施
虐待に関する相談	こどもの虐待に関する相談窓口を強化し、虐待の未然防止に取り組みます。 新たにこども家庭センターを設置し、相談体制の強化を図ります。	こども家庭センター	妊娠期より切れ目のない相談を実施しつつ、関係機関との連携を強化し継続実施
児童虐待防止対策実務者会議の開催	中学校区毎に関係機関により、要保護・要支援世帯の情報共有を図り、児童虐待防止に努めます。	こども家庭センター	要保護・要支援世帯の悪化防止のために役割分担を明確にして継続実施

（２）ＤＶ（家庭内暴力）相談の充実

ＤＶ（家庭内暴力）など配偶者から暴力を受けた被害者への相談対応や支援について充実を図ります。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
ＤＶ（家庭内暴力）相談	関係機関と連携し、子育てやＤＶを含む相談の充実を図ります。	こども家庭センター	関係機関との連携体制を維持し、継続実施

（３）子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護のため、体罰によらない子育て等の啓発活動を推進します。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
人権教育・啓発活動	児童一人ひとりの権利擁護を推進するための教育、啓発活動を充実します。 こどもの虐待防止に関する意識の向上を図るため、様々な場面を活用して啓発活動を推進します。	町民課	・こどもの悩みを的確に把握するためのＳＯＳミニレターを全小中学校に設置 ・人権擁護委員が行う「人権教室」の周知及び積極的な開催
		こども家庭センター	教育委員会と連携し、児童の権利擁護、虐待予防の啓発

第３節　ひとり親家庭・貧困家庭への自立支援

（１）ひとり親・貧困家庭への支援

ひとり親や貧困家庭などの支援が必要な家庭に対して、相談体制の充実や各種手当の支給、就業支援事業による経済的な自立に向けた支援を行います。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
ひとり親家庭への相談支援	ひとり親家庭に対する生活相談や育児相談などの相談体制とともに、各種の情報提供を充実します。	こども家庭課 こども家庭センター	事業体制を維持し、継続して実施
ひとり親家庭等の就業支援	ひとり親等の経済的自立を促進するため、相談や資格取得等の支援を行います。	こども家庭課	周知方法を見直しながら、継続して実施
児童扶養手当支給	18 歳年度末(児童が一定の障がいを有する場合は 20 歳到達月）までにある児童を養育している父親または母親がいない等の家庭に対し、児童扶養手当を支給します。	こども家庭課	周知方法を見直しながら、継続して実施
母子・父子家庭医療費助成	18 歳到達後、最初の 3 月 31 日までにある児童を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父（配偶者が重度障がいを有する場合や拘禁なかである場合も含む）などに対して、健康保険適用診療の自己負担分について助成を行います。	こども家庭課	周知方法を見直しながら、継続して実施

第４節　ヤングケアラーの把握・支援　新規

（１）ヤングケアラーの把握・支援

ヤングケアラーの把握を行い、関係機関と連携しながら、速やかに適切な支援につなげられるよう努めます。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
ヤングケアラーの把握・支援【新規】	ヤングケアラーの実態把握を行い、適切な支援につなげます。	こども家庭センター	教育委員会・学校等と連携を図り、ヤングケアラーの実態を把握し、必要な支援策を検討していく

基本目標４　地域における子育ての支援

第１節　地域子育て支援センターの充実

（１）地域子育て支援センターの充実

子育てをしている保護者のコミュニティづくりの場として、子育ての悩みの共有を図り、育児不安の解消などの支援を図るため、各事業の充実、整備に努めます。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
地域子育て支援事業（地域子育て支援センター）	町内設置の子育て支援センターを中心に、保育所をはじめ子育てに関する様々な施設の連携強化に努めます。	こども家庭課	子育て応援ガイドブックや各子育て支援センター・ひろばのお知らせ、子育て応援アプリ「かみ～モ」にて広く周知し、参加を促す
	保護者がいつでも気軽に相談できるよう、子育て支援センターでの相談・情報提供体制の充実を図るとともに、日中に家庭にいるこどもや保護者との交流活動を推進します。	ＮＯＶＡバイリンガル加美 中新田保育園	
子育て広場及び交流事業	子育て中の保護者が集い、遊びなどを通じて楽しみながら交流できる場として、また保護者同士の情報交換、仲間づくりの場として遊びの広場など子育て広場事業を充実します。	ＮＯＶＡバイリンガル加美 中新田保育園 各公立こども園 こども家庭課	事業の継続実施 家庭で保育しているこどもの参加率50%を目標にする
出張広場	子育て支援センター等を習慣的に利用できない家庭に対して、出張広場を開催します。	ＮＯＶＡバイリンガル加美 中新田保育園 各公立こども園	町の施設（木育ひろばなど）を利用し実施する

第２節　子育て支援の充実

（１）子育て支援の充実

各種手当の支給、助成事業の取り組み継続することにより子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ります。

また、保護者が楽しく子育てができるよう、多様な支援事業を整備し、子育て支援の充実を図ります。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
児童手当支給	中学校卒業までの児童を養育する人に対して、児童手当を支給し、制度の周知を図ります。	こども家庭課	事業の周知を図りながら、継続して実施

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
子ども医療費助成	0 歳から 18 歳（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）までの医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。	こども家庭課	事業の周知を図りながら、継続して実施
未熟児医療費の助成	医療を必要とする未熟児に対して、医療費を助成します。	こども家庭課	事業の周知を図りながら、継続して実施
子育て応援出産祝金	町の未来を担うこどもの出産を奨励するとともに、児童福祉の向上に寄与することを目的として、加美町に引き続き 1 年以上住所を有している場合に、第 1 子から出産祝い金を支給します。	こども家庭課	事業内容を見直しつつ、継続して実施
こども基金の活用	こども子育て応援基金を活用し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを推進します。	こども家庭課	効果的事業の実施
学校給食の助成	小・中学校の給食費の一部助成を行います。	教育総務課	事業の周知を図りながら、継続して実施
就学援助	経済的理由によって学用品の代金や給食費の支払いが困難な小・中学生の保護者に対して、費用の一部を援助します。	教育総務課	事業の周知を図りながら、継続して実施
小学校入学祝金制度	第 3 子以降のこどもが小学校に入学した際に祝い金を支給します。	教育総務課	対象者全員に支給
奨学金制度	経済的理由により就学が困難な方に対し奨学金を貸与しています。	教育総務課	事業の周知を図りながら、継続して実施
ブックスタート事業	生後 4 か月の乳児がいる家庭に、絵本を開く体験が楽しめるよう、読み聞かせや手渡し等を行います。	中新田図書館	事業の周知を図りながら、継続して実施

（２）子育て家庭への情報提供や相談等の支援

こども家庭センターでの相談会の開催や、子育て支援センターへの保健師、栄養士の派遣等による相談体制の充実を図ります。また、子育てガイドブックやこそだておうえん BOOK 等による子育て情報の提供に努めます。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
こども心理発達相談	子育てやこどもの発育発達に関する専門の相談として公認心理師を中心に、発達に課題を抱えている乳幼児・児童の対応に困っている保護者や子育て支援関係者への相談を実施します。また 3 歳児健診場面でも個別相談や、乳幼児発達精密検査も実施します。	こども家庭センター	保育所・幼稚園・こども園・学校等との連携を密にし、子にとって適切な環境調整ができるよう事業の周知を図りながら、継続して実施

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
子育て講演会・子育て講座	保護者の育児不安の解消や子育て意識を高めるために、子育て講演会や講座を充実します。	こども家庭課	事業の周知を図りながら、継続して実施
こども家庭センター・子育て支援センターでの相談対応	何でも育児相談の開催、子育て支援センターへの保健師、栄養士の派遣等による相談体制の充実を図ります。	こども家庭センター	月１回
子育てガイドブック	子育てに関する様々な情報を掲載した「子育てガイドブック」、子育て支援センター便りやインターネット等を利用した情報提供を充実します。	こども家庭課	事業の継続実施
子育て支援センター便り・子育て通信		子育て支援センター	
子育て応援アプリの継続	母子健康手帳の記録から地域の情報まで携帯で簡単にサポートする電子母子手帳サービスです。町からの（健診、予防接種等）お知らせや子育て支援センター・広場の情報を発信します。	こども家庭課 こども家庭センター	定期的な情報発信を行い継続して実施

第３節　地域子育て支援のネットワークづくり

（１）地域子育て支援のネットワークづくり

子育てを地域で支援するために、自主サークル活動などの支援、子育てサポーターの育成支援活動を推進します。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
子育て自主サークル活動支援	子育て不安を解消するため、育児の相談や情報交換の活動として、自主サークル活動などの支援を図ります。	こども家庭課	事業の継続実施
子育てサポーター育成研修	子育てを地域で支援するために、様々な研修の場を提供し、子育てサポーターの育成・子育てボランティアの活動を支援します。また、子育て支援活動を展開しているボランティア団体の活動を推進します。	生涯学習課	研修会の情報を提供し、参加を促す
子育てボランティアの活動支援		こども家庭課	事業の継続実施

基本目標５　子育てにやさしい環境づくり

第１節　子育て世帯の定住促進

（１）子育て世帯の定住・移住に向けた取り組みの推進

子育て世帯の定住･移住に向けて、町有の遊休地を活用した宅地の分譲や住みやすい居住環境の整備を推進します。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
子育て世帯を対象とした宅地の分譲	子育て世帯を対象として、定住や移住促進のため、町有の遊休地を活用した宅地の分譲について、事業実施に向けた検討を進めます。	ひと・しごと推進課	事業実施に向けた検討
子育て世帯が住みやすい居住環境の整備支援	子育て世帯向けの空き家情報の提供や住宅取得支援など、子育て世帯が住みやすい居住環境の整備支援を進めます。	ひと・しごと推進課	ファミリースマイル住宅取得補助金制度の継続実施 （見直し等も含む）

第２節　安心して遊べる公園や生活環境の整備

（１）安心して遊べる公園、安全な生活環境等の整備

こどもの居場所、親子のふれあいの場の提供に向けた取り組みとして、児童館事業の推進や児童遊園・公園等の整備に努めます。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
児童館	児童館において､スポーツや行事などの活動を強化し､こどもの居場所､親子のふれあいの場となるよう推進します。	中新田児童館	事業の継続実施
児童遊園・公園等の整備	こどもの遊び場である児童遊園･公園などの遊具等の維持補修や更新、さらに危険遊具等の撤去を行い、安全の確保に努めるとともに､安心して遊べる公園の整備を図ります。	建設課	定期的な点検の実施や修繕、更新を図り安全に遊べる公園の維持に努める

（２）交通安全活動の推進

交通安全･防犯に関する基本的な技能やルール、マナーを学ぶため、交通安全教室の開催や街頭指導を実施します。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
交通安全教育（安全教室）	町内の幼稚園・保育所の児童を対象に、交通安全・防犯に関する基本的な技能及びルールやマナーについての交通安全教育を実施します。	危機対策課	事業の継続実施
街頭指導	小・中学校の児童・生徒を対象に、登校時の安全確保を図るため、交通安全指導隊や交通安全父母の会等による学校周辺の道路及び主要交差点における街頭指導を実施します。	危機対策課	事業の継続実施

（３）地域防犯体制の充実

こどもが安心して地域で暮らせるよう、地域全体で見守る体制を整備します。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
地域住民による見守り活動の推進	児童の安全な登下校を地域全体で見守る体制を整備します。特に小学校の下校時間帯における行政区など地域住民の見守り活動への協力を呼びかけていきます。	危機対策課	事業の継続実施

第３節　仕事と子育ての両立の支援

（１）仕事と子育ての両立の支援

すべての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう、多様な働き方の選択や職場優先の意識を見直す必要があります。夫婦が協力して子育てに向き合える環境をつくるため、企業や住民に対し、ワーク・ライフ・バランスの認識を深める働きかけや、育児休業取得に向けた啓発を行います。

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度（2029）目標
ワーク・ライフ・バランスの働きかけ	町内の企業や事業主、町民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの認識を深めるよう普及啓発に努めます。	ひと・しごと推進課	町ＨＰや公共施設掲示板への掲示を実施するほか、町経団連・商工会、企業訪問等を通した啓発活動の実施
育児休業制度啓発	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主の行動計画策定について、啓発を行います。	ひと・しごと推進課	町経団連・商工会、企業訪問等を通した啓発活動の実施

事業名	事業概要	担当課	令和 11 年度 （2029） 目標
病児保育事業（再掲）	病児保育事業は、病気にかかっている児童、または病気の回復期にあるが、集団保育が困難と医師が診断した児童を保育する事業です。 また、保育施設において体調不良となった児童を、保護者が対応可能になるまで、一時的に保育所に設置された専用スペースで看護します。	こども家庭課	事業の継続実施

今後の実施に向けて期待される事業

子ども･子育て会議からの答申された内容であるが、今後、町内の状況やニーズ等を勘案し、実施について検討します。

・町施設の無償化
・遊び場、居場所づくり
・公共施設の開放
・町のお宝再発見イベント体験
・職場体験
・高校生によるイベント企画運営
・図書館の充実
・寺子屋などの学習支援の継続
・給食費の無償化
・フリーマーケット
・子育てカフェ
・子育てしやすいまちのＰＲ
・住民参加型イベントのＰＲ
・こども遊びランドに向けた検討
・子育てしやすい企業のＰＲ
・保育ママの活用

第５章　子育てに資する支援事業の推進（事業計画）

第１節　子ども・子育て支援制度について

子ども・子育て支援制度では、幼稚園や保育所、認定こども園など、乳幼児の教育・保育サービスを提供する事業である「子ども・子育て支援給付」と、教育・保育サービスの補完、情報提供・相談など、地域の実情に応じた子育て支援を行う「地域子ども・子育て支援事業」の２つに大きく分かれます。

「子ども・子育て支援事業計画」では、これらの事業を実施するため、各サービスにおける見込み量の算出及び、確保する目標量や確保の方策を定めます。

■子育て支援の給付と事業の全体像

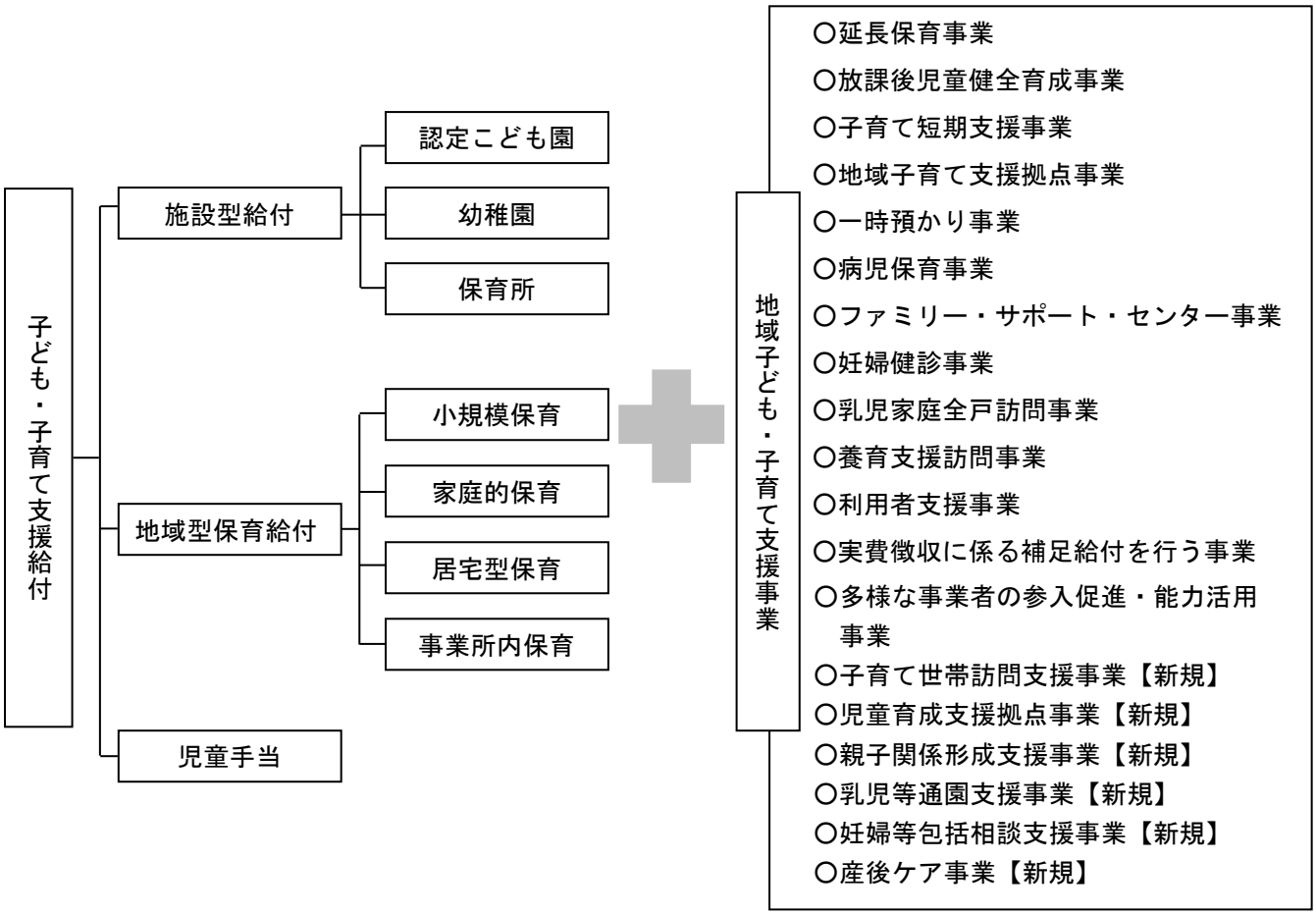

第２節　教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の規定により、市町村が地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して区域を定め、その区域ごとに教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、それに対する提供体制の確保内容と実施時期を子ども・子育て支援事業計画において定めるものとされています。

本町では、町の将来人口の見込みや、教育・保育施設の分布・整備状況など、町の実情を総合的に勘案し、町全域を 1 つの提供区域として設定することとします。

第３節　児童数の推計

量の見込みの基となる児童数の推計は、平成 31 年（2019）から令和 6 年（2024）の住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日現在）を用いて、実績値間の年齢毎の変化率（例　0 歳→翌年 1 歳の人数変化）に基づき推計を行っています。

計画期間における推計結果は、以下のとおりです。

■児童数の推移（0～5 歳）

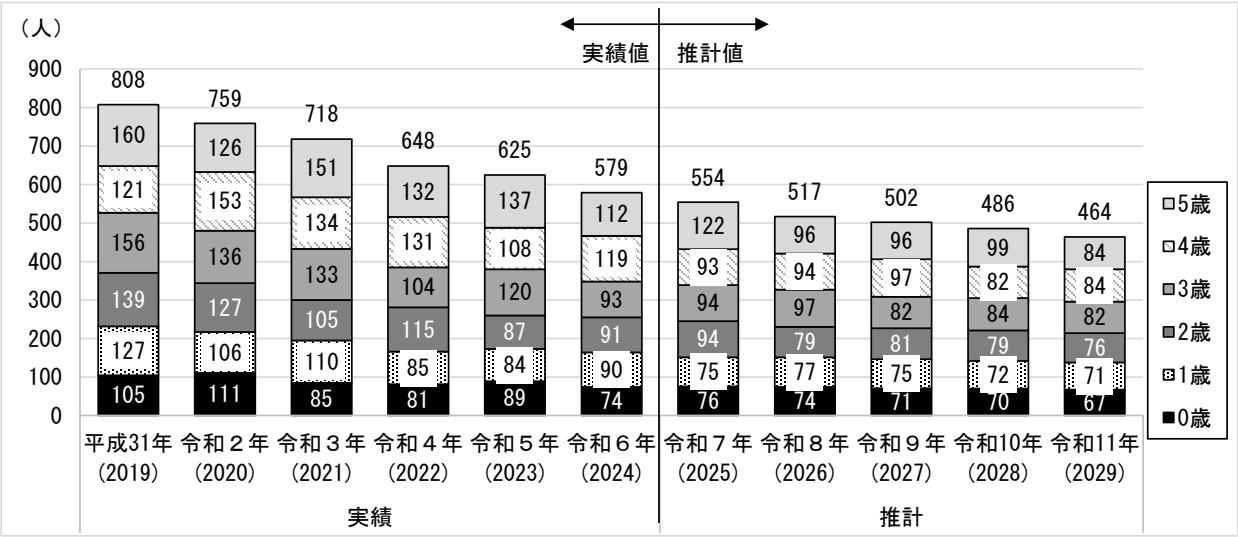

	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)
0 歳	105	111	85	81	89	74	76	74	71	70	67
1 歳	127	106	110	85	84	90	75	77	75	72	71
2 歳	139	127	105	115	87	91	94	79	81	79	76
3 歳	156	136	133	104	120	93	94	97	82	84	82
4 歳	121	153	134	131	108	119	93	94	97	82	84
5 歳	160	126	151	132	137	112	122	96	96	99	84
合計	808	759	718	648	625	579	554	517	502	486	464

■児童数の推移（6～11 歳）

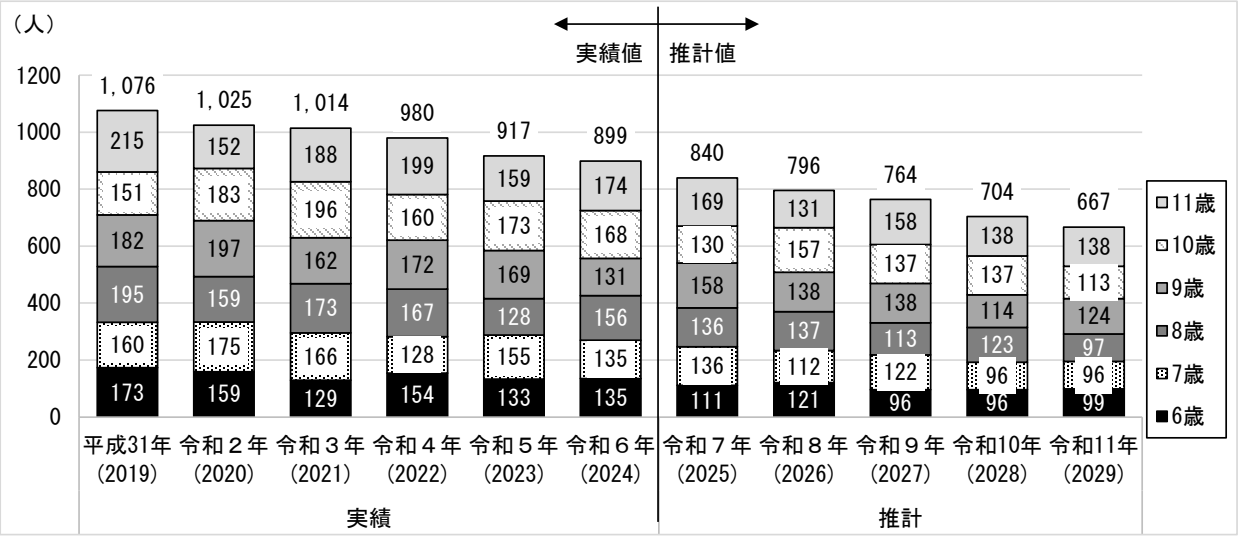

	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)
6 歳	173	159	129	154	133	135	111	121	96	96	99
7 歳	160	175	166	128	155	135	136	112	122	96	96
8 歳	195	159	173	167	128	156	136	137	113	123	97
9 歳	182	197	162	172	169	131	158	138	138	114	124
10 歳	151	183	196	160	173	168	130	157	137	137	113
11 歳	215	152	188	199	159	174	169	131	158	138	138
合計	1,076	1,025	1,014	980	917	899	840	796	764	704	667

第４節　教育・保育事業の量の見込みと確保の方策

（１）「量の見込み」算出の考え方

量の見込みの算出にあたっては、令和 2 年度（2020）から令和 6 年度（2024）までの年度当初の利用率（利用者数/人口）の推移の見込み、計画期間の各年度の推計人口を基に地域の実態に合わせて算出します。

（２）認定区分と利用施設

教育･保育施設などの利用を希望する保護者からの申請を受け、町ではこどもの年齢や保育の必要性などを判断し、次の 3 区分の認定を行います。教育・保育施設では、認定を受けたこどもを対象に、必要な教育・保育を実施します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供機関
1 号認定	3～5 歳児	なし	幼稚園、認定こども園
2 号認定	3～5 歳児	あり	保育所、認定こども園
3 号認定	0～2 歳児	あり	保育所、認定こども園、地域型保育

※小鳩幼稚園では満 2 歳児も受け入れ可能

（３）教育（幼稚園、認定こども園）【3～5 歳児】

3～5 歳児の幼稚園若しくは認定こども園についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

《量の見込みの考え方》

利用実績の推移を基に利用率を設定し､3～5 歳児の推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

今後も、現在の体制を維持し、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和 5 年度（2023）実績	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
①　量の見込み	人	102	85	82	81	81	79
②　確保の方策			156	156	156	156	156
特定教育・保育施設			156	156	156	156	156
確認を受けない幼稚園			0	0	0	0	0
過不足（②－①）			71	74	75	75	77

（４）保育（保育所、認定こども園）【3～5 歳児】

3～5 歳児の保育所若しくは認定こども園についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

《量の見込みの考え方》

利用実績の推移を基に利用率を設定し、3～5 歳児の推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

今後も、現在の体制を維持し、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和 5 年度（2023）実績	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
① 量の見込み	人	256	216	197	185	175	161
② 確保の方策			275	275	275	275	275
特定教育・保育施設			275	275	275	275	275
企業主導型保育施設			0	0	0	0	0
認可外保育施設			0	0	0	0	0
過不足（②－①）			59	78	90	100	114

（５）保育（保育所、認定こども園、地域型保育）【0 歳児】

0 歳児の保育所、認定こども園、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

《量の見込みの考え方》

利用実績の推移を基に利用率を設定し、0 歳児の推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

今後も、現在の体制を維持し、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和 5 年度（2023）実績	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
① 量の見込み	人	30	26	27	27	27	27
② 確保の方策			52	52	52	52	52
特定教育・保育施設			33	33	33	33	33
地域型保育施設			19	19	19	19	19
企業主導型保育施設			0	0	0	0	0
認可外保育施設			0	0	0	0	0
過不足（②－①）			26	25	25	25	25

（６）保育（保育所、認定こども園、地域型保育）【1・2 歳児】

1・2 歳児の保育所、認定こども園、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

《量の見込みの考え方》

利用実績の推移を基に利用率を設定し、1･2 歳児の推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

今後も、現在の体制を維持し、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和 5 年度（2023）実績	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
① 量の見込み	人	145 （1 歳児：67 2 歳児：78）	144	132	133	130	126
1 歳児			59	61	60	59	58
2 歳児			85	71	73	71	68
② 確保の方策			213	213	213	213	213
特定教育・保育施設			175	175	175	175	175
地域型保育施設			38	38	38	38	38
企業主導型保育施設			0	0	0	0	0
認可外保育施設			0	0	0	0	0
過不足（②－①）			69	81	80	83	87

第５節　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

（１）延長保育事業

《概要》

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育所等において保育を実施する事業です。

《量の見込みの考え方》

2 号、3 号認定者数の利用実績の推移を基に利用率を設定し、0～5 歳児の推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

今後も、現在の体制を維持し、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和 5 年度（2023）実績	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
①　量の見込み	人	132	78	60	47	35	22
②　確保の方策			140	140	140	140	140
過不足（②－①）			62	80	93	105	118

（２）放課後児童健全育成事業

《概要》

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

《量の見込みの考え方》

各地区 1～6 年生の利用実績の推移を基に利用率を設定し、各学年の推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

町内 7 か所で事業を実施し、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和 5 年度（2023）実績	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
① 量の見込み	人	392	311	279	253	220	196
1 年生			68	61	55	48	43
2 年生			70	63	57	50	44
3 年生			67	59	54	47	42
4 年生			46	41	37	32	29
5 年生			35	32	29	25	22
6 年生			25	23	21	18	16
② 確保の方策			430	430	430	430	430
過不足（②－①）			119	151	177	210	234

（３）子育て短期支援事業

《概要》

保護者の仕事や疾病などその他理由により、家庭において一時的に養育が困難となった児童について、児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

《量の見込みの考え方》

令和 5 年度（2023）から事業を開始しているため、令和 5 年度（2023）の利用率の傾向が今後も続くと想定し、0～17 歳の推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

今後も、現在の体制を維持し、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和 5 年度（2023）実績	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
① 量の見込み	人日	27	26	25	24	23	22
② 確保の方策			26	25	24	23	22
過不足（②－①）			0	0	0	0	0

（４）地域子育て支援拠点事業

《概要》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

《量の見込みの考え方》

令和３年度（2021）～5 年度（2023）の利用実績の推移を基に利用率を設定し、0～5 歳児の推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

今後も、現在の体制を維持し、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和５年度（2023）実績	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①　量の見込み	人日	1,170	1,319	1,300	1,328	1,350	1,351
確保の方策	か所		3	3	3	3	3
②　延べ人数	人日		1,319	1,300	1,328	1,350	1,351
施設数	か所		3	3	3	3	3
過不足（②－①）	人日		0	0	0	0	0

（５）一時預かり事業

《概要》

主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園型

《量の見込みの考え方》

令和３年度（2021）～5 年度（2023）の利用実績の推移を基に利用率を設定し、１号認定の推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

今後も、現在の体制を維持し、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和５年度（2023）実績	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①　量の見込み	人日	9,469	8,401	8,416	8,622	8,930	9,010
②　確保の方策			9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
過不足（②－①）			1,099	1,084	878	570	490

②幼稚園型以外

《量の見込みの考え方》

利用実績の推移を基に利用率を設定し、0～5歳児の推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

今後も、現在の体制を維持し、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和5年度(2023)実績	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
① 量の見込み	人日	55	55	57	61	65	67
② 確保の方策			70	70	70	70	70
過不足（②－①）			15	13	9	5	3

（６）病児保育事業

《概要》

病児･診療所･保育所等に付設された専用スペースまたは病児保育事業のための専用施設において、看護師等が一時的に保育をする事業です。

《量の見込みの考え方》

利用実績の推移を基に利用率を設定し、推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

今後も、現在の体制を維持し、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和5年度(2023)実績	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
① 量の見込み	人日	2,264※	723	673	653	631	593
病児・病後児対応型			379	353	340	327	302
体調不良児対応型			344	320	313	304	291
非施設型（訪問型）			0	0	0	0	0
② 確保の方策			2,240	2,240	2,240	2,240	2,240
病児・病後児対応型			1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
体調不良児対応型			800	800	800	800	800
非施設型（訪問型）			0	0	0	0	0
過不足（②－①）			1,517	1,567	1,587	1,609	1,647

※病児・病後児対応型が令和6年度（2024）から開始したことや、体調不良児対応型のカウント方法を変更したため、実績と見込み量に差がございます。

（７）ファミリー・サポート・センター事業

《概要》

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

《量の見込みの考え方》

未就学児は子育て世帯向けアンケート、小学生は送迎などで利用が多いと思われる放課後児童クラブの利用者数を基に利用人数を算出しています。

《確保の方策の考え方》

令和８年度（2026）からの実施に向けて、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和５年度（2023）実績	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
量の見込み	人	未実施	0	42	40	38	35
確保の方策			0	42	40	38	35

（８）妊婦健診事業

《概要》

妊娠中の異常を早期に発見し、保健指導及び治療につなげることで、母子ともに安心して妊娠期を過ごせるように、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

《量の見込みの考え方》

対象年の翌年の０歳児推計人口に対して、健診回数14回を乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

主に県内の医療機関において妊婦健診を実施することにより、妊婦の健康管理の向上を図っています。今後も、量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和５年度（2023）実績	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
量の見込み	人回	839	1,036	994	980	938	924
確保の方策			主に県内の医療機関において実施 （里帰り出産等の場合は県外受診も対応可）				

（９）乳児家庭全戸訪問事業

《概要》

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつける事業です。

《量の見込みの考え方》

0 歳児の推計人口を見込み量とします。

《確保の方策の考え方》

すべての 0 歳児を対象に地区民生委員による訪問を実施しています。また、訪問時不在等の際は、直接対象世帯への通知により実施しています。

	単位	令和 5 年度（2023）実績	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み	人	78	76	74	71	70	67
確保の方策			地区民生委員による訪問対応				

（１０）養育支援訪問事業

《概要》

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、養育に関する指導･助言等を行う事業です。

《量の見込みの考え方》

利用実績の推移を基に利用率を設定し、0～11 歳の推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

今後も、養育支援が必要な家庭を把握し、関係機関との連携の下、適切な支援を行っていきます。

	単位	令和 5 年度（2023）実績	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み	人	40	46	46	46	46	45
確保の方策			保健師による訪問対応				

（１１）利用者支援事業

《概要》

身近な場所で子育て世帯や妊産婦に対し、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

《量の見込みの考え方》

町内 2 か所で実施していた事業を統合し、こども家庭センター1 か所で実施します。

《確保の方策の考え方》

こども家庭センターにおいて、子育て家庭や妊産婦に情報の提供や相談・援助などを行います。

	単位	令和 5 年度（2023）実績	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
①　量の見込み	か所	2	1	1	1	1	1
②　確保の方策			1	1	1	1	1
基本型			0	0	0	0	0
特定型			0	0	0	0	0
こども家庭センター型			1	1	1	1	1
過不足（②－①）			0	0	0	0	0

（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業

設定されている所得要件等に基づき、日用品、文房具等その他の必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等にかかる実費徴収額、保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額の適切な給付を行います。

（１３）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

保育所などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究や、多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を検討します。

（１４）子育て世帯訪問支援事業新規

《概要》

訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

《量の見込み・確保の方策の考え方》

新規の事業であることから、本計画において量の見込みは設定せず、支援の必要性のある家庭を把握したときは必要な対応を行います。

（１５）児童育成支援拠点事業新規

《概要》

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に行う事業です。

《量の見込み・確保の方策の考え方》

新規の事業であることから、本計画において量の見込みは設定せず、支援の必要性のある児童を把握したときは必要な対応を行います。

（１６）親子関係形成支援事業新規

《概要》

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等をとおして、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

《量の見込み・確保の方策の考え方》

新規の事業であることから、本計画において量の見込みは設定せず、支援の必要性のある親子を把握したときは必要な対応を行います。

（１７）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）新規

《概要》

生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていない児童を対象に、月一定時間の範囲内で、保護者の就労要件などを問わず保育所などに通わせることができる制度です。
※令和 8 年度（2026）以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

《量の見込みの考え方》

0～2 歳児の未就園児の推計人口に月一定数の利用時間を乗じて、必要受入れ時間数を除して算出しています。

《確保の方策の考え方》

令和 8 年度（2026）からの実施に向けて、計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和 5 年度（2023）実績	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
① 量の見込み	人	実績なし	0	4	4	3	3
0 歳児			0	3	3	2	2
1 歳児			0	1	1	1	1
2 歳児			0	0	0	0	0
② 確保の方策			0	4	4	3	3
0 歳児			0	3	3	2	2
1 歳児			0	1	1	1	1
2 歳児			0	0	0	0	0
過不足（②－①）			0	0	0	0	0

（１８）妊婦等包括相談支援事業新規

《概要》

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

《量の見込みの考え方》

0 歳児の推計人口に面談回数（3 回）を乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和 5 年度（2023）実績	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
① 量の見込み	人回	実績なし	228	222	213	210	201
② 確保の方策			228	222	213	210	201
過不足（②－①）			0	0	0	0	0

（１９）産後ケア事業新規　施策として実施しています

《概要》

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

《量の見込みの考え方》

利用実績の推移を基に利用率を設定し、推計児童数に乗じて算出しています。

《確保の方策の考え方》

計画期間内の量の見込みに対する提供体制を確保します。

	単位	令和５年度（2023）実績	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①　量の見込み	人日	5	8	8	8	10	10
②　確保の方策			8	8	8	10	10
過不足（②－①）			0	0	0	0	0

第６節　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等

本町における子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、及び当該教育・保育の推進体制の確保の内容については、下記のとおりです。

（１）認定こども園の普及について

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持ち、教育・保育を一体的に提供するとともに、保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる施設です。

現在、本町には公立、私立を合わせて 3 園の認定こども園が設置されています。

今後も、地域の実情を勘案し、円滑な教育・保育サービスが図れるよう柔軟に対応し、認定こども園の整備・拡充を図ります。

（２）質の高い・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方等について

すべてのこどもの健やかな育ちと、すべての子育て家庭を支えることは、将来の担い手育成につながり、地域社会で取り組むべき最重要課題の一つといえます。特に、乳幼児期の発達は連続性を有するものであるとともに、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期でもあることから、こどもの心身の健やかな発達を保証するため、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供に努めます。

（３）関係者間の相互の連携等について

妊娠・出産期から子育てに至るまで切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援機能の維持・確保を図るため、こども・子育て支援に関わるすべての関係機関との連携が必要となります。関係機関との意見・情報交換の場や、幼稚園教諭と保育士の合同研修等が行えるよう、支援していきます。

また、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校が連携し、相互理解を深めることで、幼児教育及び学校教育の充実と小学校生活への円滑な接続を図ります。

第７節　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年（2019）10 月より「幼児教育・保育の無償化」がはじまり、「子育てのための施設等利用給付制度」の認定を受けたこどもに対して、「子どものための教育・保育給付認定」の対象外となる施設の保育料の無償化を行っています。

本町では、引き続き、次のような取り組みにより、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に努めます。

（１）こどもの健康づくりの推進

本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払いの防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

（２）県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めます。

第６章　計画の推進に向けて

第１節　計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

第２節　計画の進捗管理

本計画に関わる事業は多岐にわたり、それぞれの分野で適切な対応を実施していくことが重要となります。各事業の進捗状況、成果について適宜点検・評価し、必要な修正・改善を行います。

資 料 編

１　加美町子ども・子育て会議条例

平成25年６月20日
条例第30号
改正　令和５年６月12日条例第22号
令和６年３月29日条例第17号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第１項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、加美町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　会議は、委員15人以内で組織する。

２　会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1)　子どもの保護者

(2)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4)　その他町長が適当と認める者

（委員の任期）

第３条　会議の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第４条　会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第５条　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第６条　会議の庶務は、こども家庭課において処理する。

（会議の運営）

第７条　この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年６月12日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月29日条例第17号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　加美町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年5月27日～令和７年3月21日

	区　　分	氏　　名	所 属 ・ 職
1	子どもの保護者	佐々木　寛	加美町小中学校父母教師会連合会会長
2		尾﨑　由佳	認定こども園おのだひがし園保護者会代表
3		早坂　直大	小鳩幼稚園父母の会代表
4	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	岩岡　明子	中新田幼稚園・なかよしこども園園長
5		中村　晶子	小鳩幼稚園園長
6		菅原　尚孝	えがおのはなさくみんなのほいくえん園長
7		早坂　有紀子	ＮＯＶＡバイリンガル加美中新田保育園園長
8		加藤　明弘	加美町立認定こども園長会代表
9	学識経験者	鎌田　ひろみ	加美町小中学校校長会会長
10		今藤　紀雄（会長）	学校長経験者
11	その他町長が認める者	大宮　信彦	加美町教育委員会教育委員
12		佐々木　恵美子	民生委員・児童委員協議会主任児童民生委員
13		角田　浩志	企業代表
14		河野　美和	一般町民代表

３　策定の経過

開催（実施）年月日	項　　目
令和５年 12 月 ～令和６年２月	アンケート調査の実施 ・子育て世帯向け【未就学児童の保護者】 ・小学生向け【町内小学校の 4～6 年生】 ・中学生向け【町内中学生】 ・高校生向け【中新田高校生】 ・成人者向け【令和５年度成人者】 ・生活実態調査　児童向け 【町内小学校の５年生　町内中学校の２年生】 ・生活実態調査　保護者向け 【町内小学校５年生保護者　町内中学校２年生保護者】 ・企業向け【町内企業全般】
令和６年５月 27 日	令和６年度第１回加美町子ども・子育て会議 ・即効性・実現性のある必要な子育て支援施策及び第 3 期加美町子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール（案）について ・アンケート調査結果について ・こども家庭センターについて
令和６年６月 24 日	令和６年度第２回加美町子ども・子育て会議 ・答申の構成について ・現状と課題整理について ・第３期加美町子ども・子育て支援事業計画について
令和６年７月 29 日	令和６年度第３回加美町子ども・子育て会議 ・子育て支援施策の検討について
令和６年８月 26 日	令和６年度第４回加美町子ども・子育て会議 ・答申（案）について ・事業計画骨子（案）について
令和６年９月 30 日	令和６年度第５回加美町子ども・子育て会議 ・答申について
（書面会議）	令和６年度第６回加美町子ども・子育て会議 ・第３期加美町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和７年 ２月４日～3 月５日	パブリックコメント（意見公募）の実施
令和７年３月 10 日	令和６年度第７回加美町子ども・子育て会議 ・第２期加美町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第３期加美町子ども・子育て支援事業計画の策定について

4　用語集

ア行

一時預かり事業

地域子ども･子育て支援事業の一つ。保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的･身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において、こどもを一時的に預かる事業。

延長保育事業

地域子ども･子育て支援事業の一つ。保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業。

親子関係形成支援事業

地域子ども･子育て支援事業の一つ。児童との関わり方や子育てに悩み等を抱えている保護者及びその児童に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言など必要な支援を行い、親子間の適切な関係性の構築を図る事業。

カ行

家庭的保育

保育者の居宅やその他の場所で、少人数（定員 5 人以下）を対象に家庭的な雰囲気で行われる保育。

教育・保育施設

「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を言う。

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に出産するこどもの人数。15～49 歳までの全女性の年齢別出生率を合計したもの。

子育て世帯訪問支援事業

地域子ども・子育て支援事業の一つ。訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施する事業。

子育て短期支援事業

地域子ども･子育て支援事業の一つ。保護者の病気などの理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行う事業。

子ども・子育て会議

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（こども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして設置された会議。

子ども・子育て関連３法

2012 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども･子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の 3 つを言う。

子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」第 62 条に規定された、市町村が取組む教育・保育及び地域子ども･子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施を定める事業計画。計画期間は 5 か年。

子ども・子育て支援法

2012 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」の一つ。 すべてのこどもの良質な成育環境を保障し、こども･子育て家庭を社会全体で支援することを目的として定められた法律。

こども大綱

全てのこども・若者が身体的・精神的に・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指す国の方針。

サ行

産後ケア事業

地域子ども･子育て支援事業の一つ。出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

事業所内保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業。

次世代育成支援対策推進法

急速に進む少子化の流れを食い止め､こどもが健康に生まれ育つ環境を整備することを目的とする法律。仕事と子育てを両立できる環境を整備・拡充するため、地方公共団体や従業員 301 人以上の企業に行動計画の策定を義務付けた。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

地域子ども・子育て支援事業の一つ。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育･保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業。

児童育成支援拠点事業

地域子ども･子育て支援事業の一つ。養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、個々の状況に応じた支援を提供し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

小規模保育

主に満 3 歳未満の乳児･幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。

タ行

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域子ども･子育て支援事業の一つ。新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施する事業。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

地域子育て支援拠点事業

地域子ども･子育て支援事業の一つ。公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安などを解消するための事業。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に定められた 19 事業のこと。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育･保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

ナ行

乳児家庭全戸訪問事業

地域子ども・子育て支援事業の一つ。生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師や助産師等が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行う事業。別名「こんにちは赤ちゃん事業」。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

地域子ども・子育て支援事業の一つ。保育所に入所していない満 3 歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況や養育環境を把握、子育てについて情報提供や助言等を行う事業。

認定こども園

就学前のこどもに教育･保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の４つのタイプがある。

妊婦健診事業

地域子ども・子育て支援事業の一つ。妊婦健康診査は、妊婦の健康管理を行い、妊産婦及び乳児死亡の低下、流早産の防止並びに心身障害児の発生予防を期する事業です。委託医療機関で受診した健康診査について、公費での負担を行うもの。

妊婦等包括相談支援事業

地域子ども・子育て支援事業の一つ。妊婦・その配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業。

ハ行

病児・病後児保育事業

地域子ども･子育て支援事業の一つ。児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業。

ファミリー・サポート・センター事業

地域子ども･子育て支援事業の一つ。乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（利用会員）と、育児の援助を行いたい人（援助会員）との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業。

放課後児童健全育成事業

地域子ども･子育て支援事業の一つ。保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。

放課後子ども教室

放課後や学校休業日におけるこどもたちの安心･安全な居場所を確保し、児童の健全育成を図るため、学校の空き教室等を利用し、地域住民などの協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。

ヤ行

ヤングケアラー

障がいや病気のある親・祖父母など、ケアを必要とする家族の世話や介護・家事などを行っているこども・若者。

養育支援訪問事業

地域子ども・子育て支援事業の一つ。子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。

幼児教育・保育の無償化

3～5 歳及び低所得世帯の 0～2 歳の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用するこどもの保護者に対し、その利用料の無償化を行う。

ラ行

利用者支援事業

地域子ども・子育て支援事業の一つ。子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人々が、「仕事」と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方や生き方を選択できるようにすること。

第３期加美町子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

編集／加美町役場　こども家庭課
〒981-4252　宮城県加美郡加美町字西田四番7番地1
TEL（0229）87-8730　FAX（0229）63-7873